

**徳島市まちづくり総合ビジョン
(素案)**

【目次】

| | |
|--------------------------|-----|
| <序章> | 1 |
| 1 策定の趣旨 | 1 |
| 2 社会情勢の変化と課題 | 2 |
| 3 総合ビジョンの概要 | 5 |
| 4 総合ビジョンの推進 | 6 |
| <将来ビジョン> | 7 |
| 1 目指すまちの姿（将来像） | 8 |
| 2 まちづくりの基本目標 | 9 |
| 3 基本政策 | 13 |
| (1) 「つなぐ」まち・とくしま の実現に向けて | 13 |
| 【基本政策1】次世代につなぐ | 14 |
| 【基本政策2】社会をつなぐ | 16 |
| 【基本政策3】心をつなぐ | 18 |
| (2) 「まもる」まち・とくしま の実現に向けて | 21 |
| 【基本政策4】命をまもる | 22 |
| 【基本政策5】暮らしをまもる | 24 |
| 【基本政策6】環境をまもる | 26 |
| (3) 「おどる」まち・とくしま の実現に向けて | 29 |
| 【基本政策7】まちがおどる | 30 |
| 【基本政策8】夢がおどる | 32 |
| 【基本政策9】ひとがおどる | 34 |
| 4 行政運営方針 | 36 |
| <施策方針> | 39 |
| <用語解説> | 119 |

序章

1

策定の趣旨

本市は、平成28年を目標年次とする第4次徳島市総合計画を平成19年に策定し、さまざまな施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

この間、本格的な人口減少社会の到来、自然災害リスクの高まり、グローバル化の進展など、本市を取り巻く社会環境は大きく変化しています。

平成26年度からは、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく、東京一極集中を是正し、人口減少を克服する地方創生の取組が進められており、地方自治体にはそれぞれの特性を生かし、社会情勢の変化にスピード感を持って柔軟に対応することが求められています。

また、平成37年頃は、戦後のベビーブーム世代が全て後期高齢者となり、日本に超高齢化社会が到来する節目として位置づけられており、本市の未来を切り拓くうえで、今後の10年間は非常に重要な期間です。

本市は、水と緑に恵まれた環境や温暖な気候といった豊かな自然、世界に誇る阿波おどりや阿波人形浄瑠璃、四国遍路などの個性的な文化、特色ある伝統産業などの地域資源に恵まれた都市です。

このような本市固有の強みを活用し、高速道路が延伸し本市中心部と関西圏が直結することや、グローバル化の進展といった社会情勢の変化を好機ととらえ、適切な政策を打ち出すことで、まちづくりに好循環を生み出すことが求められています。

こうした状況を踏まえ、本市が目指す将来の姿と、その実現に向けて機動的かつ戦略的に取り組む政策の基本的な方針を示す、新たなまちづくりの指針として「徳島市まちづくり総合ビジョン」（以下「総合ビジョン」といいます。）を策定します。

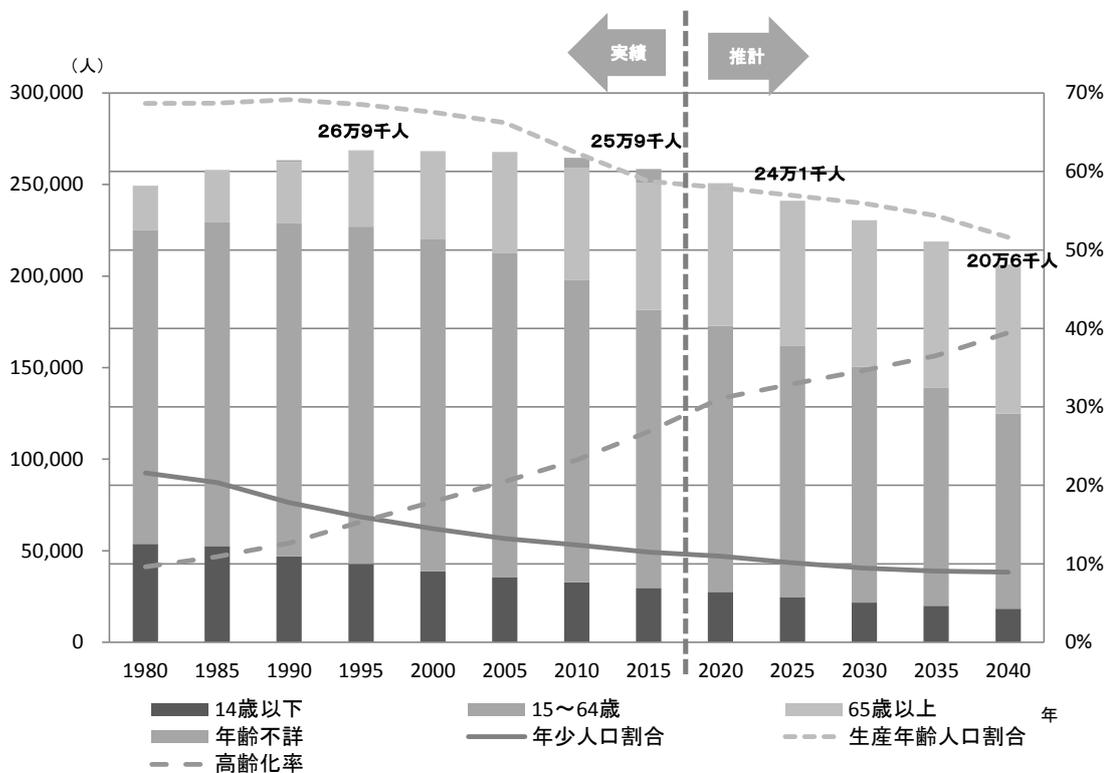
(1) 地方の活力低下 <地方創生の取組>

日本全体で少子高齢化が進行し、平成27年の国勢調査では、大正9年の調査開始以来、初めて日本の総人口が減少しました。

人口減少は地方において特に深刻であり、本市においても国勢調査では、平成7年の約26万9千人をピークに減少傾向にあり、平成27年には約25万9千人となっています。

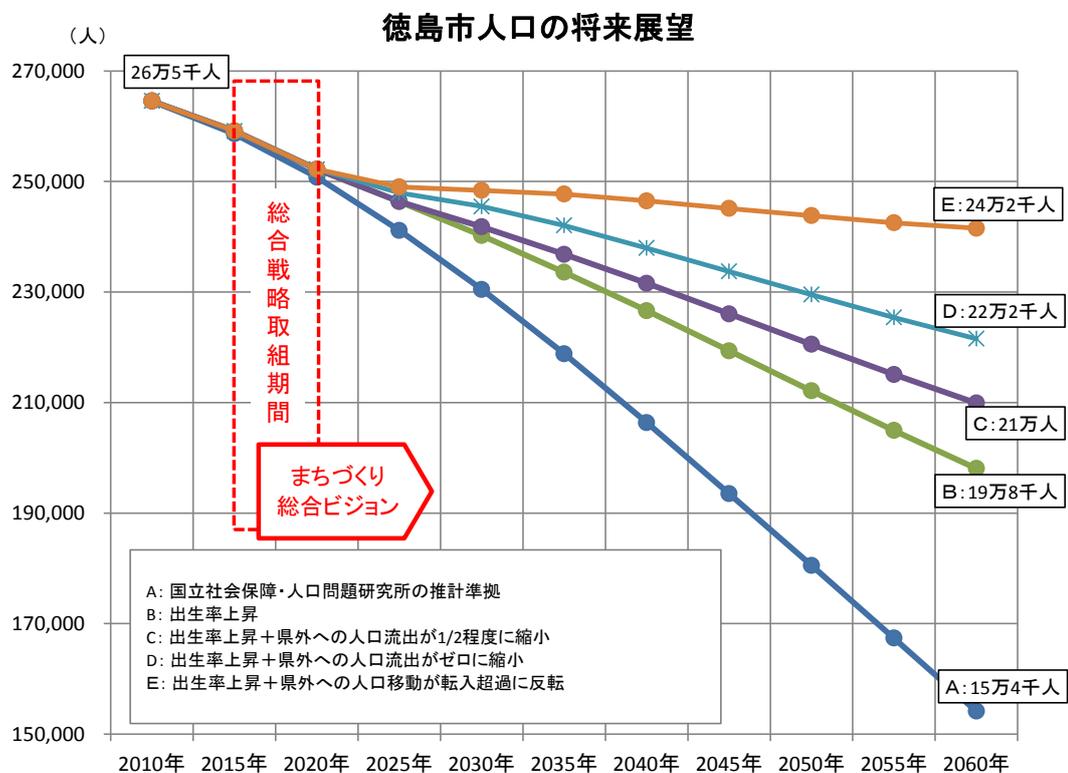
また、東京一極集中が進行し、地方都市における経済力の低下が課題となっています。本市においても大都市への人口流出や、域外への消費の流出、中心市街地の活力低下が見られます。

○徳島市における人口推移と人口推計



▷ 今後想定される、本格的な人口減少社会の到来に対して、出生率の向上や地方へ向けた新たな人の流れを創出することで活力を維持する地方創生の取組が国をあげて進められる中で、本市においては、目指すべき将来の方向として地域経済の活性化や子育て支援策の充実等により、2060年に24万人超の人口を維持することを示す「徳島市人口ビジョン」及び「徳島市未来チャレンジ総合戦略」を策定し、総合的な対策を進めています。

▷ 人口減少という大きな流れを克服することは容易ではなく、今後、あらゆる政策を総動員した取組を一層加速していく必要があります。



(目指すべき将来の方向)

人口規模を維持するために必要な出生率を実現し、
 大都市との社会増減をプラスに転じることで、
2060年に24万人超の人口を維持する。

※「徳島市人口ビジョン」より

(2) 切迫する自然災害リスク

東日本大震災が発生し、これまでのインフラ整備中心の防災対策では、限界があることが教訓として残されました。

- ▷ 本市においては、今後30年以内に70%程度の確率で発生すると言われている南海トラフ地震をはじめ、風水害などの自然災害のリスクに備えるソフト、ハード両面の取組を進める必要があります。
- ▷ 大規模な災害に行政の力だけで対応することは不可能であり、市民一人ひとりや、地域住民がそれぞれの役割を果たす「自助」、「共助」の強化を図る必要があります。

(3) グローバル化の進展

環太平洋パートナーシップ（TPP）協定の締結に向けた動きや、新興国市場の拡大に伴う貿易や海外投資の増大、訪日外国人の増加等、グローバル化の進展に伴い、世界的な経済情勢の変化が地域経済に及ぼす直接的な影響が大きくなっており、国際化への対応が全国各地で進められています。

- ▷ 本市においても、国際化に対応したまちづくりや、農産品等の輸出拡大、外国人との相互理解を深め多文化共生社会を構築することなどが求められています。

(4) 環境問題の深刻化・多様化

地球温暖化やオゾン層の破壊といった地球規模での環境問題の深刻化に対して、「パリ協定」に基づく2020年以降の新たな取組が進められる見込みです。また、生活排水や自動車排気ガスなどによる都市生活型の環境汚染が問題となっており、環境への負荷の少ない社会の構築に向けた取組が進んでいます。

- ▷ 本市においても、ごみの減量化や適正な処理を進めるとともに、恵まれた自然環境をより一層大切にしていく必要があります。

(5) 高度情報化の進展

情報通信技術（ICT）が飛躍的に発展し、「モノのインターネット（IoT）」、「人工知能（AI）」の進展など社会全体のICT化が進んでいます。

行政においてもマイナンバー制度の導入など一層の情報化が進み、効率性や利便性が向上する一方で、情報格差やセキュリティの問題などリスクも増大しています。

- ▷ 今後、ICT環境の充実を図るとともに、ICT技術の活用を促進し、効率的で利便性の高いまちづくりを進めていく必要があります。

総合ビジョンは、市民目線のまちづくりを念頭に、自らの判断による主体的な市政運営を行うための自立性と、スピード感を持って様々な課題に適切に対処し都市を発展させるための機動性や戦略性を併せ持った計画とします。

(1) 計画期間

平成29年度から平成38年度までの10年間

(2) 構成

総合ビジョンは、将来ビジョンと推進プランで構成します。

① 将来ビジョン 計画期間 10年

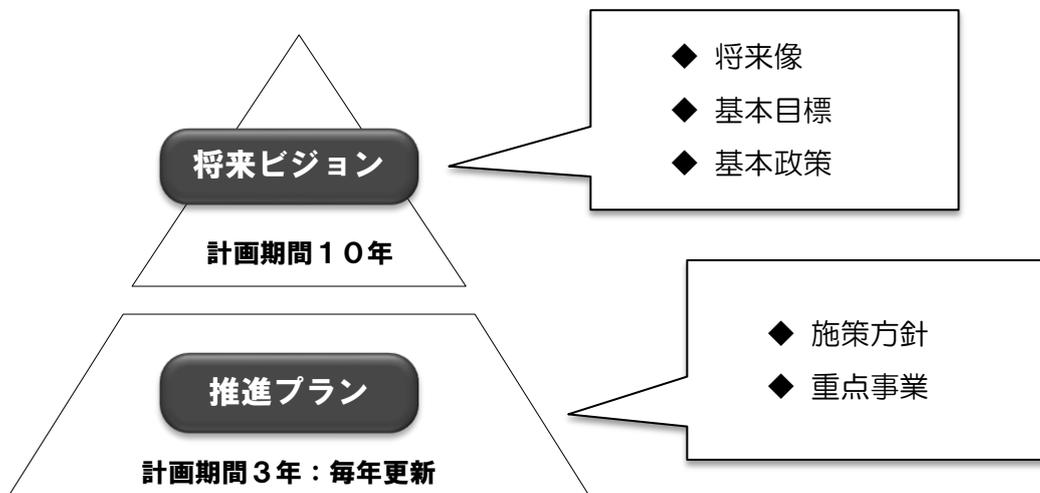
中長期的な観点から、まちの将来像を定め、それを実現するための基本的な目標や、基本政策を明らかにする計画です。

② 推進プラン 計画期間 3年

※毎年更新

将来ビジョンで定めた基本政策に基づき、より具体的な施策方針及び優先的に取り組む事業を明らかにする計画です。

<総合ビジョンの構成>



総合ビジョンの推進にあたっては、限られた資源（「ひと」、「かね」、「もの」）を最大限に活用し、効果を高めるため次の事項に留意して取組を推進します。

(1) 政策横断型プロジェクトの推進

各政策、施策はそれぞれ密接な関係にあり、相互に連携を図ることで相乗効果を高め、効果的に取組を進める必要があります。特に「人口減少の克服」、「都市の活性化」といった、大きなテーマについては、一つの施策としてではなく、さまざまな政策、施策に横串を通す、政策横断型のプロジェクトとして取り組む必要があります。

代表的な政策横断型プロジェクトとして、地方創生に向けた総合的な計画として「徳島市未来チャレンジ総合戦略」に基づく取組を推進しています。

政策横断型プロジェクトは、社会情勢の変化等に対応し、新たなテーマを設定するなど、柔軟かつ機動的に展開します。

(2) 経営型行政運営への転換

厳しい財政状況の中にあって、総合ビジョンに掲げる取組を着実に実施するためには、市民とのパートナーシップを強化するとともに、行政運営機能を強化し、健全な行財政基盤を確立する必要があります。そのために、自らの判断と責任において多様な政策課題を効果的・効率的に処理する経営型行政運営への転換を図る組織戦略として「行財政力強化プラン」に取り組んでいます。

(3) マネジメントサイクルの強化

総合ビジョンの推進においては、その成果について市民の目線から分かりやすく説明責任を果たすとともに、実効性を向上するため、計画・目標設定、実施、成果検証・評価、改善のPDCAサイクルを適切に運用し、毎年度進行管理を行います。

将来ビジョン

将来ビジョン

1

目指すまちの姿（将来像）

笑顔みちる水都 とくしま

10年後には少子高齢化の進行により人口構成が大きく変化するとともに、高速道路の延伸により市内中心部と関西圏が直結するなど、地域社会のあり方や、本市を取り巻く社会情勢が大きく変化すると考えられます。

そのときを見据え、今後のまちづくりにおいては、「笑顔みちる水都 とくしま」を将来像として、阿波おどりに代表される多彩な文化や歴史、水と緑に恵まれた都市環境、人々の温かい心といった本市ならではの強みを生かした独自のまちづくりを推進するとともに、中核市への移行を視野に行政権限の強化や都市機能の強化を図ることで、多くの人々にそこに住みたい、住み続けたいと思ってもらえる、市民満足度の高いまちの実現（笑顔倍増）を目指します。

私たちが目指すまちは、次世代を担う子どもたちを、安心して生み、育てることができるとともに、人々が支え合い、すべての人々が住み慣れた地域で安心して暮らせる、「**未来に笑顔を『つなぐ』まち**」です。

私たちが目指すまちは、災害や病気から守られるとともに、快適な暮らしの基盤が充実し、美しい自然環境が保たれた、「**市民の笑顔を『まもる』まち**」です。

私たちが目指すまちは、圏域の拠点都市としての様々な機能が充実するとともに、水都の豊かな自然や歴史・文化の魅力が内外から広く・深く認められ、地域経済や市民の様々な活動が盛んな、「**活力ある笑顔が『おどる』まち**」です。

そして、この将来像を実現するために、市民と行政が力を合わせ、市民一人ひとりが、自分たちのまちは、自分たちで作るという思いを持って行動する、市民が主役のまちづくりを進めます。

目指すまちの姿の実現に向けて今後進めていく、まちづくりの基本目標を定めます。

1

「つなぐ」まち・とくしま

～未来に笑顔を「つなぐ」まちづくり～

本市は、大学や高等学校など教育機関が集中する県内の教育の拠点であるとともに、のびのびと子育てができる環境を備えた都市です。また、徳島県は女性社長比率が全国的に上位であるなど女性が活躍できる土壌があります。これらの強みを生かして少子高齢化・人口減少を克服し、次世代を育み、高齢者や障害者など、誰もが安心して活躍できる持続可能なまちづくりを進めます。

2

「まもる」まち・とくしま

～市民の笑顔を「まもる」まちづくり～

本市は、全国的にも注目される水とともに発展した「水都」であり、また、眉山や城山など市の中心部においても緑に恵まれた豊かな自然環境があります。また、人口当たりの医師・歯科医師数が全国トップレベルであるなど医療環境も充実し、安心して暮らせる環境があります。一方、南海トラフ地震など大規模自然災害等のリスクが高まっており、市民、事業者と行政が一体となった防災体制を整えるとともに、地域の特性を生かして、環境に優しく、安全で快適なまちづくりを進めます。

3

「おどる」まち・とくしま

～活力ある笑顔が「おどる」まちづくり～

本市はこれまで、水辺やLEDの光などを生かした、魅力的な都市空間を形成してきました。また、阿波おどりや四国遍路といった日本を代表する文化資源は、外国人を含む多くの観光客をひきつけています。産業面では、独自の技術や商品を有する企業、藍染や木工などの魅力的な地場産業、豊かな自然に育まれた農林水産物など様々な資源が存在しています。これらの強みを生かし、人口減少の進行に伴う地域経済の縮小に歯止めをかけるとともに、グローバル化にも対応した、にぎわいと活力のあるまちづくりを進めます。

笑顔倍増に向けて <今後10年で実現する主な取組>

『笑顔みちる水都 とくしま』をスピード感を持って具現化します。
様々な施策展開、県や広域での連携協調により「県都とくしま」を再生し、
市民の誰もが笑顔倍増を実感できるまちづくりを目指します。

<子育て支援>

▶ **待機児童ゼロ**

未来に笑顔を
「つなぐ」まち

<広域連携>

▶ **一般廃棄物
中間処理施設の
広域整備推進**

市民の笑顔を
「まもる」まち

<教育環境向上>

▶ **幼小中エアコン
小中無線LAN
整備率 100%**



活力ある笑顔が
「おどる」まち

<災害への備え>

▶ **既存木造住宅
耐震化率 100%**

<中心市街地の活性化(歩いて暮らせる、歩いて楽しめるまち)>

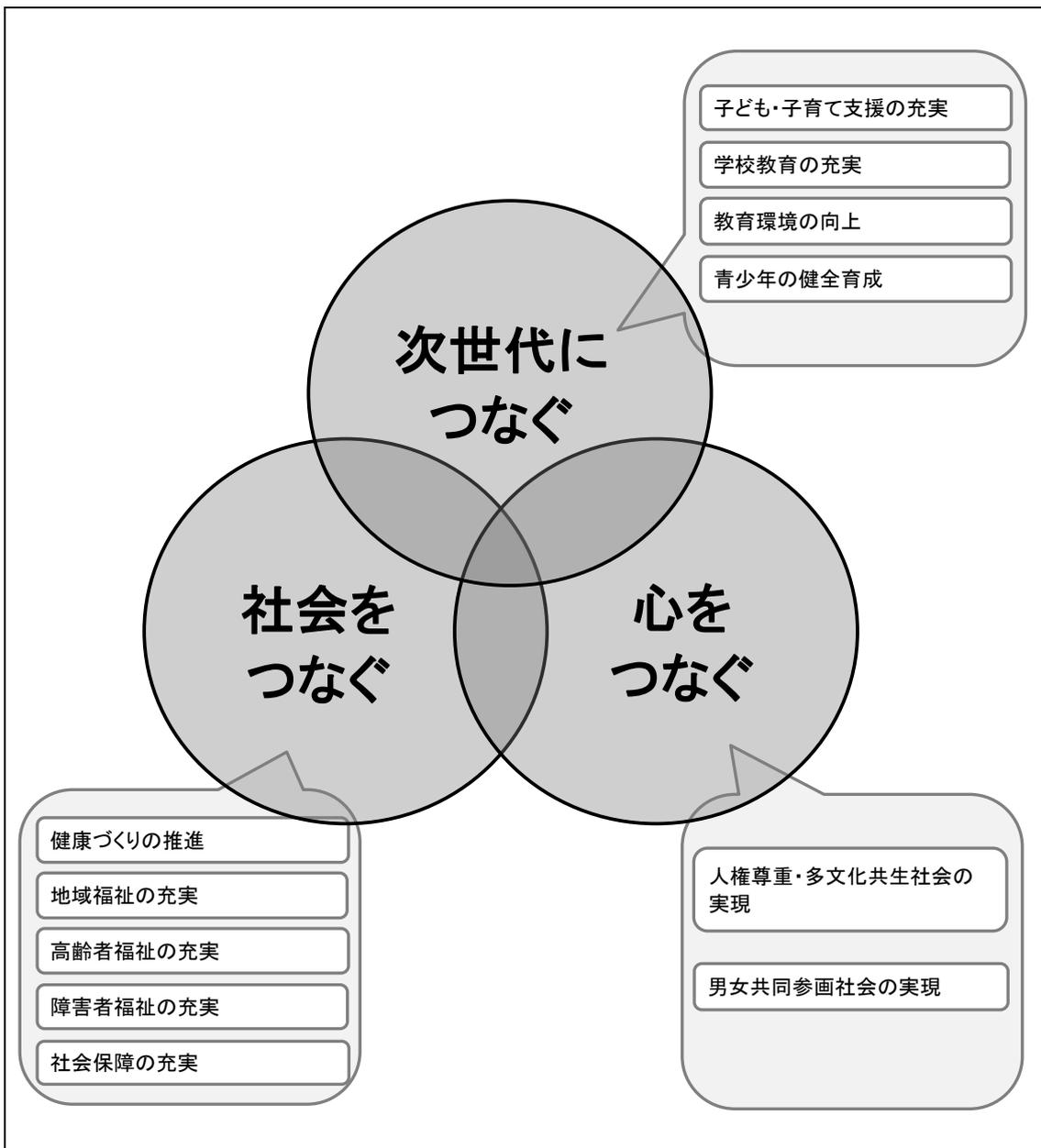
- ▶ 交流・定住人口の拡大に向けた **新町西地区の新たなまちづくり**
- ▶ 市民の文化活動の拠点となる **新ホールの開館**
- ▶ 人の流れとにぎわいを創出する **川の駅ネットワークの構築**
- ▶ LEDの活用等による **シンボルゾーン・眉山山頂の魅力アップ**
- ▶ 戦略的な観光地域づくりに向けた **DMOの設置**
- ▶ 徳島駅周辺の活性化策と **鉄道高架事業の推進**

【総合ビジョンの体系図】



まちづくりの基本目標の達成に向けて、推進する基本的な政策の方向性を定めます。

(1) 「**つなぐ**」まち・とくしま の実現に向けて



【基本政策 1】 次世代につなぐ

～未来を担う次世代を育むまち～

人口減少を克服し、活力ある地域社会を持続するためには、市民の子育ての希望をかなえる、子ども・子育て支援策を充実することが重要です。

また、次世代を担う子どもたちの健やかな成長を促すために、全ての子どもたちが適切な教育を受けられる環境や、快適な学びの場を充実させるとともに、地域ぐるみで子どもたちの成長を支援する必要があります。

10年後に目指す姿

- 待機児童がゼロになるなど、安心して子どもを生み育てられる環境がしっかり整っています。
- 子どもたち一人ひとりが、障害の有無や経済状況にかかわらず、理想的な学びの場において「生きる力」を身に付けています。また、国際化に対応できるグローバルな人材が育っています。
- 子どもたちが安心して快適に学び、情報機器を活用し主体的・協働的に学び合える充実した教育環境が確保されています。
- 青少年の健全育成を地域社会で支える体制と環境が整備され、青少年の自主性・社会性・創造性のさらなる育成が図られています。

【基本政策 1】次世代につなぐ

施策 1-1 子ども・子育て支援の充実

就学前教育・保育は、待機児童ゼロを目指し、市全体の供給量を公・民で確保するとともに、地域の子育て支援も行う認定こども園の普及を促進します。また、多子世帯の保育料減免など、子育てにかかる経済的な負担を軽減するとともに、地域で子育てを支える体制を構築することで、子ども・子育て支援を充実するほか、あらゆる世代を対象に、積極性やコミュニケーション能力の向上を図り、次世代を支える人づくりに取り組みます。

施策 1-2 学校教育の充実

確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成に向けて、教職員の指導力向上や、教育体制の充実を図るとともに、個性を生かす教育の充実に努め「生きる力」を育む学校教育を推進します。また、グローバル化や情報化が進展する社会に主体的に向き合っていける人材の育成を図ります。

施策 1-3 教育環境の向上

学校施設・設備の適正な維持保全を行うとともに、教室にエアコンを設置するなど、子どもたちが安全で快適に学べる環境を充実します。また、高度情報化に対応したICT環境を整備し、ICTを活用した教育の充実に努めます。

施策 1-4 青少年の健全育成

青少年の健全育成のため、補導活動、相談活動、環境浄化活動の充実に努めるとともに、青少年を守る連携事業を充実させ、地域ぐるみの非行防止や健全育成の活動を推進します。また、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーを活用し、いじめや不登校に、迅速できめ細かな対応を行います。

【基本政策 2】 社会をつなぐ

～支え合い、安心して暮らせるまち～

高齢化や人口減少が進行するなか、多様化の進む地域の生活課題に公的サービスのみで対応することが困難であり、地域全体で支え合う仕組みづくりが求められています。地域社会と行政が連携して、年齢や障害の有無等にかかわらず、全ての人々が生きがいを持って活躍し、安心して暮らせる社会を構築します。

また、市民の健康づくりを推進し健康寿命を延伸することや、生活困窮者の自立を支援することは、市民の幸福を増進するとともに、現在大きな課題となっている、社会保障費の増加の抑制にもつながります。

これらの取組により、持続可能な社会を構築し未来につなぐことが重要です。

10年後に目指す姿

- 市民が生涯を通じて健康づくりに取り組む意識が確立し、健康寿命が延伸しています。
- 住み慣れた地域社会において、全ての人々が年齢や障害の有無等にかかわらず、ともに支え合い、安心して暮らすことができます。
- 高齢者が生きがいを持って、住み慣れた地域で暮らし続けることができる総合的な支援体制が構築されています。
- 障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし、いきいきと活躍できる場が創出されています。
- 経済的な事情に関わらず、市民の誰もが健やかで自分らしく、未来に夢を持って暮らし続けることができます。

【基本政策 2】社会をつなぐ

施策 2-1 健康づくりの推進

健康寿命延伸に向けて、市民一人ひとりが乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じた健康的な生活習慣が確立されるよう、運動習慣や食生活の改善等の生活習慣病対策を行うことにより、生涯を通じての健康づくりを推進します。

施策 2-2 地域福祉の充実

全ての人々が住み慣れた地域で、ともに支え合い、安心して暮らせる社会を実現するために、地域福祉の担い手である地域住民、関係機関・団体、行政の連携を強化するとともに、福祉活動への関心を高めるため、お互いを支え合う福祉意識の啓発に努めます。

施策 2-3 高齢者福祉の充実

高齢者が健康で生きがいを持って暮らすことができる社会を構築するために、地域における医療、介護、介護予防、生活支援などの包括的な支援体制を充実するとともに、高齢者の社会参加を促進します。また、介護が必要な高齢者が安心して暮らせるよう、介護保険サービスの充実を図ります。

施策 2-4 障害者福祉の充実

障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、障害福祉サービスの充実や権利擁護の推進を図るとともに、防災・防犯体制を強化します。また、障害者が地域社会の中でいきいきと活躍できる社会を構築するために、障害者の就労や社会参加の機会の増大及び経済的安定に向けた支援を充実します。

施策 2-5 社会保障の充実

市民が健やかで安心して生活を送ることができる社会の構築に向けて、国民健康保険事業の健全な運営や、各種制度の周知・啓発を図ります。また、生活保護法に基づく扶助を適正に実施するとともに、低所得者が生活困窮状態から早期に脱却するためのきめ細かな自立支援を行います。

【基本政策3】 心をつなぐ

～個性が輝き、心豊かに暮らせるまち～

人々の価値観が多様化するとともに、男女の役割の変化、国際化の進展など社会構造が大きく変化する現代においては、人々の心をつなぎ、誰もが人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える共生社会を構築することが重要です。

このことが、誰もが心豊かに暮らし、このまちに住みたい、住み続けたいと思えるまちの実現につながります。

10年後に目指す姿

- お互いの人権を尊重し合い、また、国籍や民族の違いを越えて、多様な価値観や異なる文化を認め合って、誰もが住みやすいまちとなっています。
- 男女がお互いを尊重し、共に能力を最大限に発揮して働ける環境が整備されるとともに、女性の視点が政策形成など、まちづくりの様々な場面に生かされています。

【基本政策3】心をつなぐ

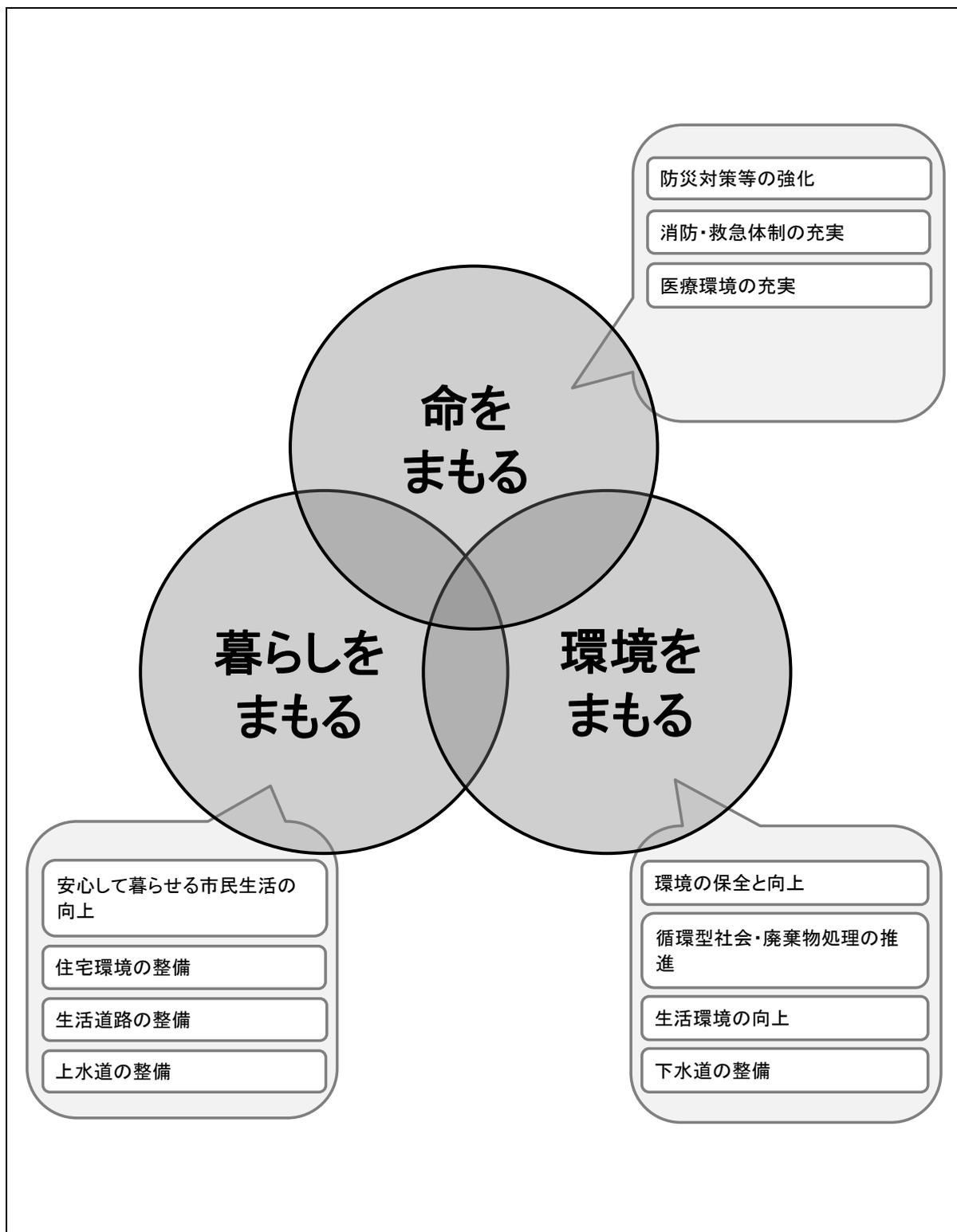
施策3-1 人権尊重・多文化共生社会の実現

市民一人ひとりが相手を思いやり、多様な価値観を認め合う社会の構築に向けて、啓発活動や教育を通じた人権意識の向上を図ります。また、国際化の進展に伴い増加すると見込まれる外国人住民、来訪者と円滑にコミュニケーションをとり、共に暮らすことのできる環境を整備します。

施策3-2 男女共同参画社会の実現

男女の固定的役割分担意識を解消し、職場や地域、家庭において、お互いを尊重し共に活躍できる社会の実現に向けて、市民に向けた意識啓発活動に取り組むとともに、男女が共に家庭と仕事を両立できる環境づくりや、女性の雇用、活躍の促進を図ります。

(2) 「**まもる**」まち・とくしま の実現に向けて



【基本政策 4】 命をまもる

～災害や病気から市民の命をまもるまち～

南海トラフ地震など大規模自然災害のリスクの高まりに対して、地域、市民、行政が一体となって災害に強いまちづくりを推進することが急務です。

また、高齢化などの社会の変化に適切に対応し、災害や事故、病気など様々なリスクから、市民の尊い命を守ることができる消防・救急体制や医療環境が充実したまちづくりを推進する必要があります。

10年後に目指す姿

- 大規模自然災害等から、市民の生命・財産が守られるとともに、適切な災害対応と、迅速な復興が可能な防災力の高いまちが構築されています。
- 市民に消防サービスが十分行き届くとともに、市民自らが、「防火・防災教育」や「住宅防火対策」を実践し、みんなで安全・安心に取り組むまちとなっています。
- 市民がいつでも最適な医療を受けられる環境が整っています。また、市民病院は、地域の医療ニーズに応える特色ある病院として、市民から信頼され、愛され続けています。

【基本政策4】命を守る

施策4-1 防災対策等の強化

南海トラフ地震や津波をはじめ、大規模自然災害に対して、市民と事業所、行政が一体となった地域防災体制を構築し、防災知識の普及や、公共施設の耐震化、避難対策の推進など防災力の高いまちづくりを推進します。

施策4-2 消防・救急体制の充実

消防力の強化や住宅等の防火対策を推進するとともに、消防団や自主防災組織の活動を推進し、官民一体となって火災や災害等の予防対策の強化を図ります。また、増大する救急需要に対応するため、救急体制の充実や業務の高度化を推進します。

施策4-3 医療環境の充実

夜間休日急病診療所を開設するなど、地域医療機関と適切に連携するとともに、市民病院では、徳島県地域医療構想を踏まえ、地域の実情に合わせた医療や高度な医療を提供します。

【基本政策5】 暮らしをまもる

～安全で快適な生活基盤で暮らしをまもるまち～

道路や水道、住宅などの社会基盤は都市に求められる基本的な機能ですが、人口減少が進行すると、それを適切に維持管理・運営していくことが困難になると想定されています。

また、消費生活に関するトラブルの増加や、高齢者が関係する交通事故の増加など、社会構造の変化に伴う、日常生活における新たな課題も生じています。

これらの課題を克服し、将来にわたって持続可能な暮らしの基盤を構築するとともに、市民の暮らしの中で起こる様々な事故やトラブルを防止し、安心して暮らせるまちづくりを推進することが求められています。

10年後に目指す姿

- 「消費者市民社会」の形成が進んでいます。消費生活に関するトラブルが減少しています。また、交通事故や街頭犯罪の発生件数が減少し、より安全・安心なまちとなっています。
- 住宅の耐震化率が向上し、市民が安心して暮らせる安全で快適な住環境が整備されています。また、市営住宅はバリアフリー化され、高齢者も快適に暮らせています。
- 災害に強く、人にやさしい道路環境が整備され、誰もが安全で快適に道路や橋を利用できています。また、市民と行政が連携して適切な道路の維持管理を行っています。
- 市民がいつでも安全でおいしい水を飲むことができます。また、自然災害等による水道施設への被害が最小限にとどめられ、被災した場合でも迅速に復旧できる体制が整っています。

【基本政策5】暮らしをまもる

施策5-1 安心して暮らせる市民生活の向上

増加する消費生活に関するトラブルや、高齢者に対する特殊詐欺等を防止するため、消費生活センターを拠点として消費者問題への対応や情報提供を進め、消費者が安心して暮らせる環境を整備します。また、警察や関係団体と連携し防犯対策や交通安全対策を進め、安心して暮らせるまちづくりを行います。

施策5-2 住宅環境の整備

全ての市民が安全で快適に暮らせる住宅環境を提供するため、木造住宅の耐震化の促進や空き家対策を進めるとともに、良質な市営住宅を安定的に供給します。また、急速に進行する高齢化に対応するため高齢者が住みやすい住環境の整備を推進します。

施策5-3 生活道路の整備

市民の暮らしの基盤となる市道は、国道・県道等の幹線道路との連携を図るとともに、交通安全施設や自転車通行帯の整備など、地域の実情に応じた整備を行います。また、道路・橋りょう等の耐震化や長寿命化対策など適切な維持管理を行います。

施策5-4 上水道の整備

安全で良質な水の安定供給と水道普及率の向上に努めるとともに、防災対策や老朽化した施設の適切な更新、維持管理を行います。また、効率的で安定した事業経営に努めます。

【基本政策 6】 環境をまもる

～地球環境と、美しく豊かな生活環境をまもるまち～

地球温暖化など地球規模での環境問題が課題となっており、その原因となる二酸化炭素の排出を抑制した低炭素社会の構築、また、貴重な資源を大切にする循環型社会を構築することが求められています。

さらに市民にとってより身近な課題として、美しい水や空気などの自然環境を保全するとともに、悪臭や騒音、不法投棄の無い衛生的な生活環境を維持することが大切です。

10年後に目指す姿

- 温室効果ガスの排出が抑制されるとともに、人と自然が共生することのできる健全で恵み豊かな自然環境・生活環境が創造されています。
- 廃棄物の少ない、循環型社会の形成が進むとともに、廃棄物を適正に処理できる環境が整っています。
- 不法投棄やポイ捨てがない、清潔で美しい生活環境が保持されています。
- 生活排水等の適切な処理がなされるとともに、多発する集中豪雨等に対応する治水対策が強化されています。

【基本政策6】環境をまもる

施策6-1 環境の保全と向上

豊かな自然環境を保全し、低炭素型の社会を構築するために、市域からの温室効果ガスの排出抑制を目指すとともに、良好な水質や大気の保全に向け、環境調査の実施、工場・事業場の監視・指導に努めます。また、出前環境教室を開催するなど、環境保全活動を推進することで市民の環境意識の向上、実践活動の普及を図ります。

施策6-2 循環型社会・廃棄物処理の推進

循環型社会の実現に向けて、家庭や事業所からのごみの発生・排出抑制や、再資源化、最終処分量の縮減を推進するとともに、新たな一般廃棄物中間処理施設を整備するなど、廃棄物を適正に処理できる環境を整えます。

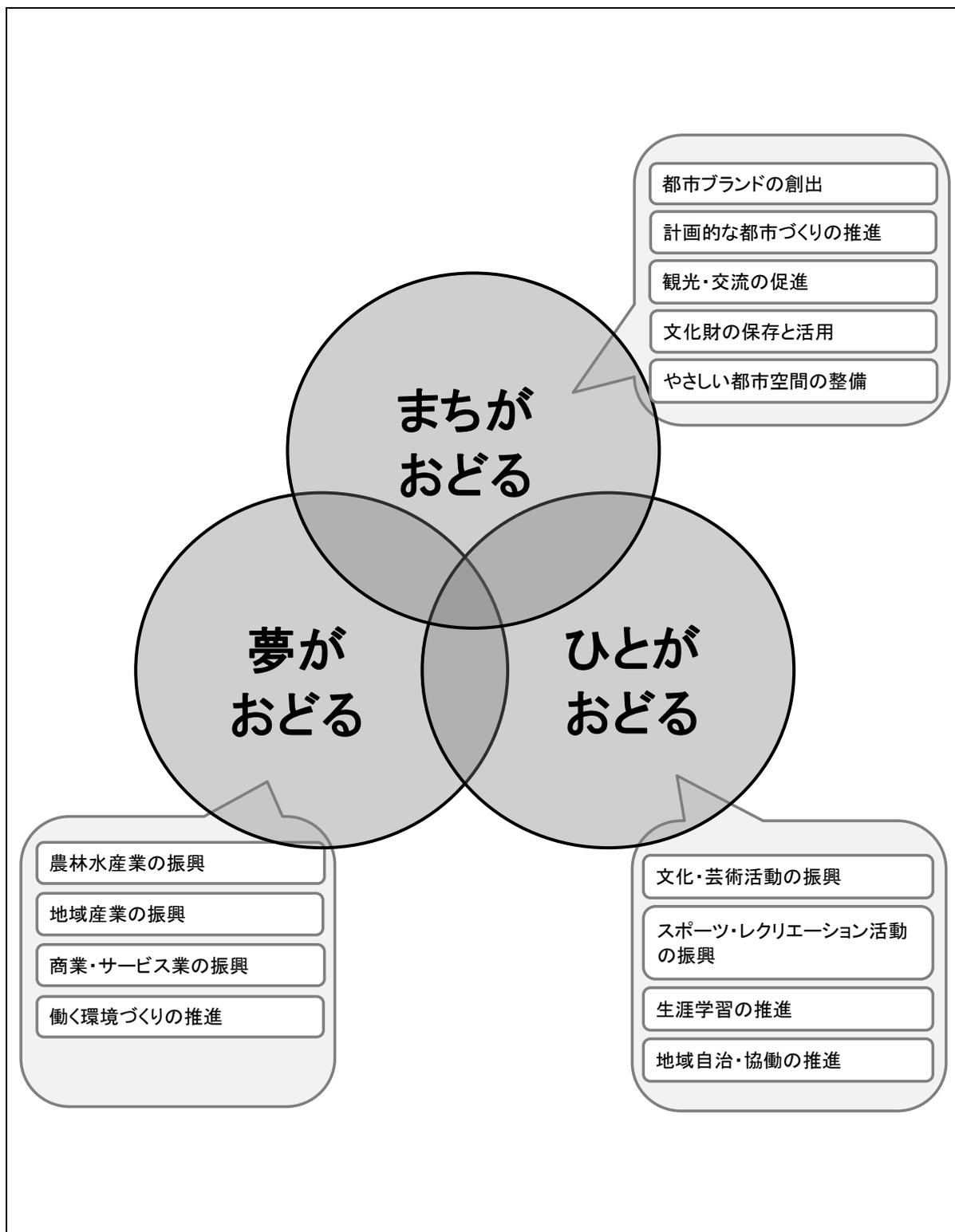
施策6-3 生活環境の向上

衛生的で美しい生活環境を維持するため不法投棄やポイ捨てのないまちづくりに努めるとともに、狂犬病や感染症等の予防を推進します。

施策6-4 下水道の整備

本市の特色である豊かな水環境を保全し、衛生的な暮らしをまもるために、下水管の整備や、合併処理浄化槽の普及を通じた汚水処理を促進し、生活排水等の適切な処理を実施します。また、多発する集中豪雨に備えた治水対策を推進するとともに、施設の適切な維持管理を行います。

(3) **「おどる」まち・とくしま** の実現に向けて



【基本政策 7】 まちがおどる

～人々を惹きつける魅力的で機能的なまち～

少子高齢化・人口減少の進行に対して、コンパクトで利便性の高い集約型の都市構造を形成することが求められており、その核となる都心部においては、地域固有の資源を生かして、魅力的な都心を形成する必要があります。

また、周辺部においては、それぞれの地域の特性を生かしたまちづくりを推進するとともに、利便性の高い交通ネットワークを構築することが求められます。

あわせて都市のブランドイメージを向上し、都市の求心力を高め、多彩でにぎやかな、まち全体がおどっているような状態を生み出すことが必要です。

10年後に目指す姿

- 本市の特徴を生かしたまちの魅力が「とくしまブランド」として、しっかり定着し、多くの人々が徳島市に住みたい、住み続けたいと思っています。
- 歩いて暮らせる、歩いて楽しめる、個性的で魅力的な中心市街地が形成され、交流人口と定住人口が共に増加しています。また、中心市街地、周辺市街地、郊外の田園集落地域において、それぞれの特性を生かした、コンパクトで、活気あふれる利便性の高いまちづくりが進み、人口減少など社会の変化に対応できる持続可能な都市が創出されています。
- 外国人も含め、多くの観光客が本市を訪れ、豊かな文化資源や自然環境などの魅力を体感しています。
- 文化財の魅力を生かしたまちづくりが進み、多くの市民や来訪者が歴史文化を身近に感じています。
- 「水都とくしま」らしい個性と魅力にあふれた空間が創出されています。また、全ての人々が安全に安心して暮らすことができるユニバーサルデザインによる都市の形成が進んでいます。

【基本政策 7】 まちがおどる

施策 7-1 都市ブランドの創出

世界に誇る阿波おどりや、豊かな水環境とLEDの光など本市の特性を生かし、市民、事業者、行政が一体となって取り組んできた魅力づくりの成果を継承し、市内外に向けた戦略的な情報発信を行い都市のブランドイメージを高めることで、観光、就労、居住など、あらゆる局面で本市が選ばれる状況を創出します。

施策 7-2 計画的な都市づくりの推進

人、モノ、情報の流れの中心となるべき本市中心市街地において、豊かな河川環境を生かした魅力的なまちづくりや、様々な都市機能を集約した利便性の高い、コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを進めるとともに、市域全体における計画的な土地利用を推進します。また、高速交通網や鉄道など交通の結節点としての機能を高め、地域公共交通を整備することで、人口減少など社会の変化に対応できる持続可能な都市を創出します。

施策 7-3 観光・交流の促進

阿波おどりや四国遍路などの豊かな文化資源や、眉山や吉野川をはじめとする豊かな自然といった本市の魅力に観光客が親しめる環境を整えるとともに、インバウンド（訪日外国人旅行）の推進など積極的な観光客の誘致、広域連携による観光振興及び官民一体となった温かいおもてなしを提供することで、にぎわいのあるまちづくりを推進します。

施策 7-4 文化財の保存と活用

長い歴史に培われた様々な文化財の価値を多くの市民と共有し、次世代へ継承するために、適切に保護するとともに、市民が様々な機会に文化財に接することができる環境を創出し、積極的に活用することで文化財を活かしたまちづくりを推進します。

施策 7-5 やさしい都市空間の整備

本市の特徴である豊かな水と緑を生かした公園や緑地等の空間整備を推進するとともに、とくしま植物園を拠点として、市民と行政が一体となった花と緑のまちづくりを推進します。また、ユニバーサルデザインの導入や魅力的な都市の景観形成を推進します。

【基本政策 8】 夢がおどる

～誰もが夢を抱き、働く希望に胸がおどるまち～

本市においては、若者の大都市への流出が顕著であり、地域経済の縮小が課題となっています。これに対して、独自の技術を持った企業や、豊かな自然に育まれた農林水産物など本市に存在する様々な資源の強みを生かし、地域経済を活性化し、あらゆる人々が将来に夢を抱き、期待や希望で胸がおどるような状態を生み出すことが重要です。

そのため、地域の特色を生かした競争力の高い産業の育成や農産物のブランド化に取り組むとともに、若者や女性が希望を持って働くことができる雇用の場づくりを推進します。

10年後に目指す姿

- 地産地消や農林水産物のブランド化の取組が進み、多様な担い手による高付加価値で優れた農業経営が展開されています。
- 本市経済を牽引する活力のある産業が育成されるとともに、地域の新たな需要が創造され、地域経済の活性化が進展しています。
- 中心市街地を中心として商店街等が持つ商業機能やコミュニティ機能が充実するとともに、安全・安心な生鮮食料品や食肉の流通機能が向上しています。
- テレワークなど多様な働き方による職場環境、雇用の場が創出され、仕事と生活の調和が実現し、若者等が地元で就職することを希望しています。

【基本政策 8】夢がおどる

施策 8-1 農林水産業の振興

豊かな水環境と温暖な気候に育まれた本市の農林水産物のブランド化や6次産業化、海外を視野に入れた販路開拓や、地域における販売拠点の整備を推進します。また、地産地消の推進や新たな農業の担い手を支援するとともに、農道や排水施設などの基盤整備を行います。

施策 8-2 地域産業の振興

地域産業の競争力強化に努めるとともに、企業誘致や既存工場の生産規模の拡大等を促進することで安定した雇用の場を創出します。また、創業や中小企業の生産性向上、販路拡大、人材育成等を支援することで、地域産業の持続性を高めるとともに、地域経済の活性化を促進します。

施策 8-3 商業・サービス業の振興

消費者の生活様式や消費行動の変化に即応した卸・小売業、サービス業などの振興を図るとともに、中央卸売市場及び食肉センターの施設整備や流通機能の強化に努めます。

施策 8-4 働く環境づくりの推進

女性や若者、障害者や高齢者など、あらゆる人々がいきいきと活躍できる雇用の場を創出するとともに、女性、高齢者等の労働への参加を促進し労働力の減少に対応します。また、仕事と家庭の両立や様々なライフスタイルに対応した多様な働き方が選択できる社会の形成を推進します。

【基本政策 9】 ひとがおどる

～市民一人ひとりが主役となり、いきいきと輝くまち～

仕事、家庭のみならず、文化、スポーツや生涯学習など様々な市民活動を通じて人々が、交流し、充実した日々を送ることは、全ての市民がいきいきと輝くまちを実現するためにとっても重要です。

また、人口減少が進む現在、行政だけの力で都市を運営していくことは困難であり、市民や地域と協働し、共にまちを作り上げていくことが不可欠です。

地域自治やNPO活動などまちづくりへの市民参加を推進し、市民一人ひとりが、まちづくりの主役としていきいきと輝く、「ひとがおどる」まちを目指します。

10年後に目指す姿

- 市民が徳島市の文化に誇りと愛着を持ち、一人ひとりの個性や感性を生かした文化・芸術活動が活発に展開され、次世代の育成や文化の継承が着実に図られています。
- 市民一人ひとりが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて運動やスポーツに親しむとともに、質の高いスポーツに触れる機会が充実しています。
- 多くの市民が生涯学習活動を通じて、生きがいをもって心豊かな生活を送っています。
- 市民・行政が協力してより良いまちづくりを行うとともに、地域が自らの責任のもと地域運営（経営）を行う持続可能な地域コミュニティが形成されています。

【基本政策 9】ひとがおどる

施策 9-1 文化・芸術活動の振興

市民が優れた文化・芸術に親しむ機会や、活動の場を提供するとともに、文化活動を通じた交流を促進し、文化の担い手となる人材や、文化活動を支えるボランティア等を育成します。

施策 9-2 スポーツ・レクリエーション活動の振興

市民がスポーツ等に親しみ、健康で心豊かな暮らしを実現するため、スポーツ施設や、指導・育成体制を充実し、市民一人ひとりが、それぞれに応じたスポーツ・レクリエーションを楽しめる機会と環境を提供します。

施策 9-3 生涯学習の推進

公民館や博物館などの社会教育施設を拠点として、市民一人ひとりが生涯にわたって、主体的に学習に取り組むことができるよう、多様なニーズに対応した学習機会や環境の充実を図ります。

施策 9-4 地域自治・協働の推進

市民が主役のまちづくりに向けて、市民が自発的にまちづくりに参加できるようにNPOの活動支援や、官民協働を推進するとともに、地域コミュニティを核とした地域自治を推進します。

4

行政運営方針 ～市民目線で市民と共に歩む市政～

「市民のためのまちづくり」を念頭に、市民参加の推進、行政運営機能の強化、健全な行財政基盤の確立を通じて、様々な課題を効果的に解決できる持続可能な市政を推進します。

方針1 市民参加の推進

市民に開かれた行政を推進するために、様々なメディアを通じた広報広聴活動を推進し、市民と行政相互の情報共有を促進するとともに、政策決定から実施まで、幅広い過程における市民参加を推進します。

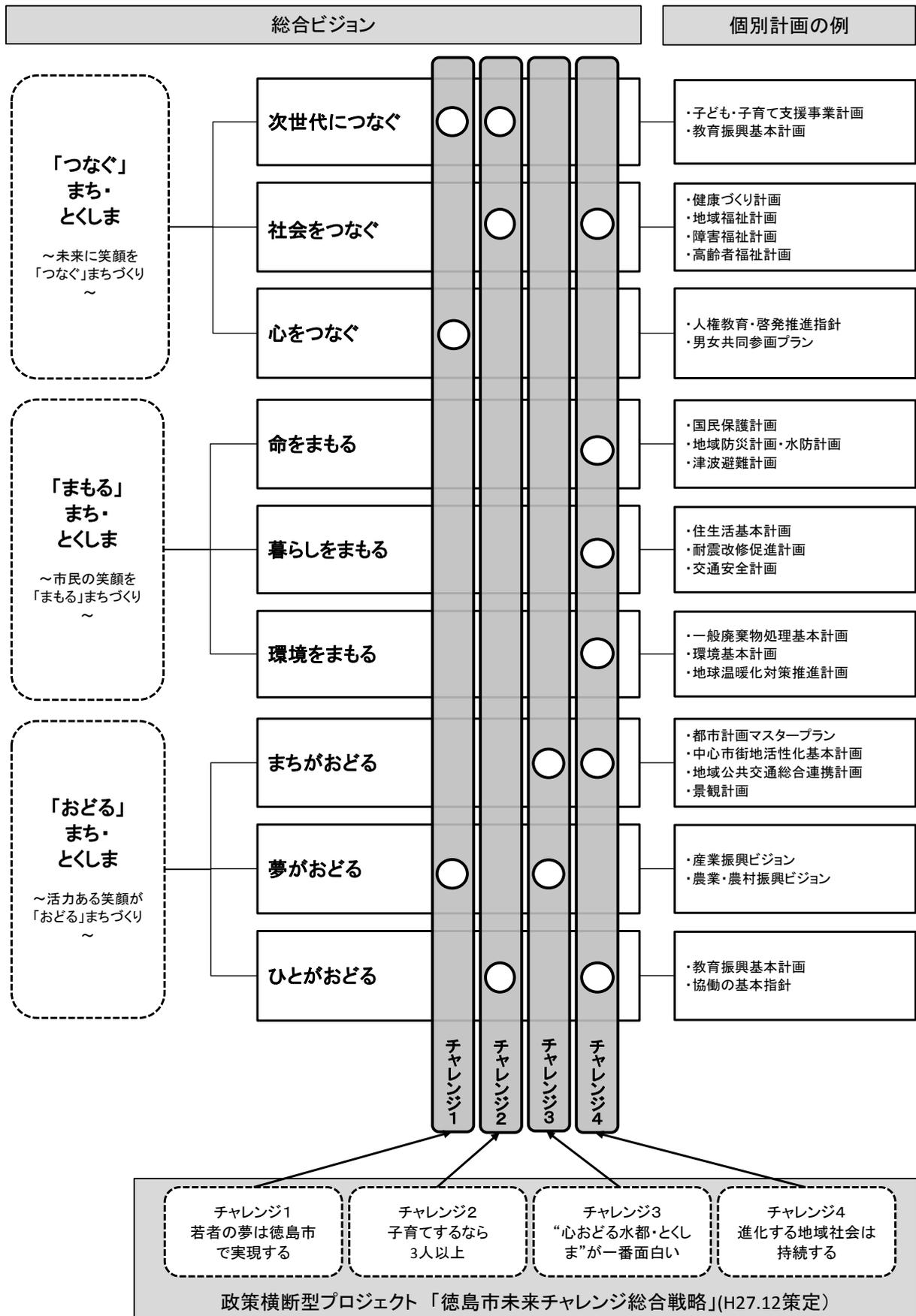
方針2 行政運営機能の強化

人口減少をはじめとする様々な社会的課題に対応し、県都にふさわしい持続可能で自立した行政運営を推進するため、効果的な政策立案・推進に向けた職員力・組織力の強化、ICTを活用した業務基盤の充実や、中核市への移行を視野に、独自のまちづくりが可能となる行政権限の強化を推進します。また、近隣自治体との連携を深め効果的で効率的な行政運営を行います。

方針3 健全な行財政基盤の確立

持続可能で健全な行財政経営を推進するため、民間活力の積極的な活用や職員配置の適正化を推進するとともに、市税等の自主財源と併せてネーミングライツ等の様々な手法を用いることで歳入の確保に努めます。また、これまで以上に「選択」と「集中」を意識し、限られた資源（「ひと」、「かね」、「もの」）を有効に活用することで、重点的・効率的な行政運営を行います。

【参考資料：総合ビジョンと政策横断型プロジェクト、個別計画の関連図】



※政策横断型プロジェクトは、これ以外にも新たなテーマを設定するなど柔軟に展開します。

施策方針

施策体系・目次

| 基本目標 | 基本政策 | 施策 | 頁 | |
|----------------------|----------------------|-----------------------|------------------|----|
| 「つなぐ」 まち・ とくしま | 次世代に つなぐ | 施策1-1 子ども・子育て支援の充実 | 42 | |
| | | 施策1-2 学校教育の充実 | 44 | |
| | | 施策1-3 教育環境の向上 | 46 | |
| | | 施策1-4 青少年の健全育成 | 48 | |
| | 社会をつなぐ | 施策2-1 健康づくりの推進 | 50 | |
| | | 施策2-2 地域福祉の充実 | 52 | |
| | | 施策2-3 高齢者福祉の充実 | 54 | |
| | | 施策2-4 障害者福祉の充実 | 56 | |
| | | 施策2-5 社会保障の充実 | 58 | |
| | 心をつなぐ | 施策3-1 人権尊重・多文化共生社会の実現 | 60 | |
| | | 施策3-2 男女共同参画社会の実現 | 62 | |
| | 「まもる」 まち・ とくしま | 命を まもる | 施策4-1 防災対策等の強化 | 64 |
| | | | 施策4-2 消防・救急体制の充実 | 66 |
| | | | 施策4-3 医療環境の充実 | 70 |
| 暮らしを まもる | | 施策5-1 安心して暮らせる市民生活の向上 | 72 | |
| | | 施策5-2 住宅環境の整備 | 74 | |
| | | 施策5-3 生活道路の整備 | 76 | |
| | | 施策5-4 上水道の整備 | 78 | |
| 環境を まもる | | 施策6-1 環境の保全と向上 | 80 | |
| | | 施策6-2 循環型社会・廃棄物処理の推進 | 82 | |
| | | 施策6-3 生活環境の向上 | 84 | |
| | | 施策6-4 下水道の整備 | 86 | |

| 基本目標 | 基本政策 | 施策 | 頁 |
|----------------------|------------|---------------------------|-----|
| 「おどる」 まち・ とくしま | まちが おどる | 施策 7-1 都市ブランドの創出 | 88 |
| | | 施策 7-2 計画的な都市づくりの推進 | 90 |
| | | 施策 7-3 観光・交流の促進 | 94 |
| | | 施策 7-4 文化財の保存と活用 | 96 |
| | | 施策 7-5 やさしい都市空間の整備 | 98 |
| | 夢が おどる | 施策 8-1 農林水産業の振興 | 102 |
| | | 施策 8-2 地域産業の振興 | 104 |
| | | 施策 8-3 商業・サービス業の振興 | 106 |
| | | 施策 8-4 働く環境づくりの推進 | 108 |
| | ひとが おどる | 施策 9-1 文化・芸術活動の振興 | 110 |
| | | 施策 9-2 スポーツ・レクリエーション活動の振興 | 112 |
| | | 施策 9-3 生涯学習の推進 | 114 |
| | | 施策 9-4 地域自治・協働の推進 | 116 |

| | |
|--------|--------------|
| 基本目標 | 「つなぐ」まち・とくしま |
| 基本政策 | 次世代につなぐ |
| 施策 1-1 | 子ども・子育て支援の充実 |

◆社会情勢の変化

平成 27 年度から子ども・子育て支援新制度が本格施行され、安心して子どもを生み、育てられる環境づくりに国をあげて取り組んでいます。

また、平成 28 年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」の中では、子育て支援の基盤強化として「希望出生率 1.8」の実現に向けて、保育の受け皿の整備など女性の社会進出を後押しする緊急の取組がなされています。

◆本市の現状と課題

平成 27 年に策定した徳島市子ども・子育て支援事業計画に基づき、就学前における教育・保育の充実などによる質の高い教育・保育の提供や、待機児童の解消に向けて保育の量的拡大に取り組んでいるところですが、平成 28 年 4 月時点で待機児童が解消できていない状況です。

出生数は平成 12 年以降大幅な減少が続き、平成 17 年には 2,061 人まで低下しましたが、その後は若干回復し、現在は横ばいの状況にあります。

また、県内の合計特殊出生率も平成 17 年に 1.26 という数値を記録しましたが、その後持ち直し、現在は 1.55 まで回復しています。しかしながら、人口を維持するのに必要な合計特殊出生率は 2.07 とされており、現在の水準が続けば加速度的に少子化が進行することが想定されます。

◆本施策で目指すまちの姿

待機児童が解消されるなど、安心して子どもを生み育てられる環境が整い、人口減少に歯止めがかけられています。

◆取組方針

○ 教育・保育環境の充実

全ての子どもに質の高い幼児期の学校教育及び保育の総合的な提供を行うとともに、人口減少・少子化の中にあっても集団的教育・保育効果を確保するため、将来的に市立施設（幼稚園・保育所）は、中学校区におおむね1か所の「幼保連携型認定こども園」（全16施設）とします。

○ 子育てに係る意識啓発の推進

子育て応援イベントの実施等を通じて、結婚から出産・育児に至る総合的かつ効果的な意識啓発の推進に取り組みます。

○ 子育てに係る環境整備

妊娠や出産を安心して行うための支援や子どもの発達に合わせた支援を充実するとともに、地域における子育て支援拠点の整備など、子どもの健やかな育成のための環境整備を推進します。

○ 経済的、精神的支援の拡充

子育て中の保護者の不安を解消するため、子どもの医療費助成等の経済的支援を充実するとともに、各家庭の身近な場所で子どもや子育てに関する相談・支援を受けられる環境整備を推進します。

○ 多様化する保育ニーズへの対応

就労形態の変化や社会参加する人の増加などから、学童保育の実施など多様化する保育ニーズに対応したサポート体制の充実を図ります。

◆成果指標

| 指標 | 現状値 (H28) | 目標値 (H38) |
|------------------------|-----------------|--------------|
| 出生数 | 2,187人 (H27) | 2,200人 |
| 出産や子育てがしやすいと感じている市民の割合 | 52% (H27) | 62%以上 |
| 保育所入所待機児童数 | 19人 | 0人 |

| | |
|----------|--------------|
| 基本目標 | 「つなぐ」まち・とくしま |
| 基本政策 | 次世代につなぐ |
| 施策 1 - 2 | 学校教育の充実 |

◆社会情勢の変化

平成 27 年度から、子ども・子育て支援新制度が施行され、安心して子どもを生み、育てられる環境づくりに国をあげて取り組んでいます。

平成 28 年 4 月には「障害者差別解消法」が施行され、合理的配慮の提供が義務化されています。

高等学校教育については、語学力だけでなく、社会の課題に対する関心や教養、コミュニケーション能力、問題解決能力などを身に付けた国際的に活躍できる人材育成を重点的に行う「スーパーグローバルハイスクール」制度に基づく学校指定が平成 26 年度から開始されました。平成 27 年度には「高校教育-大学教育-大学入学者選抜」の一体的改革に向けた「高大接続改革実行プラン」が打ち出されています。

教育の情報化については、その方向性が、国の第 2 期教育振興基本計画や教育の情報化ビジョン等において示されました。

◆本市の現状と課題

今後の中・長期的に目指すべき徳島市の教育の基本的な方向性や重点施策などを明らかにした第 2 期の「徳島市教育振興基本計画」を平成 27 年 3 月に策定しました。

幼稚園では、就学前の幼児数の減少等により園児数が減少しており、幼稚園教育の活力低下が危惧されています。

小学校では平成 23 年度から、中学校では平成 24 年度からそれぞれ完全実施された改訂学習指導要領のもとで、総合的かつ計画的に教育を推進しています。

子どもたちを取り巻く社会情勢の変化に伴い、複雑・多様化している諸問題に対応するため一人ひとりに応じた就学支援体制の充実を図っています。

また、全教職員が支援の必要な子どもたちをはじめ全ての子どもたちに適切な対応ができるよう、研修の充実に努めています。

市立高校では市高レインボウプランをはじめ生徒の主体性を育てる教育を展開し、県内外の大学と連携し幅広い教育事業を実施しています。

また、部活動についても、体育の部活動が盛んであり、様々な競技で県下トップクラスの力をつけてきており、今後の活躍が期待されます。

情報化の進展に伴い、情報通信技術（ICT）を活用したわかりやすい授業の実現、児童生徒に各発達段階に応じた情報活用能力と情報モラルを身に付けさせること、教員の ICT 活用指導力の向上が必要となっています。

◆本施策で目指すまちの姿

子どもたち一人ひとりが、障害の有無や経済状況にかかわらず、適切な学びの場において、自ら学び、考え、行動する力が育ち、高度情報化や国際化に対応した「生きる力」を身に付けています。また、市立高校は、「学問」、「スポーツ」、「芸術」を3本柱に、生徒の多様な能力を育成できる環境が整った、豊かな「学び」を可能にする特色ある学校となっています。

◆取組方針

○ 就学前児童への保育・教育の充実

公立の幼稚園については、幼保連携型認定こども園への整備を進めていきます。

○ 義務教育の充実

義務教育においては、就学前教育や高等学校教育との連携を大切にしながら「生きる力」の育成を推進し、自ら考える教育を目指すとともに、知・徳・体のバランスのとれた教育を展開し、「確かな学力」、「豊かな心」と「健やかな体」を育む教育を展開します。また、学習指導の充実に向けた教員研修や教員のICT活用指導力の向上研修を実施します。

○ 国際化への対応

小・中学校における英語活動へのALT（外国語指導助手）や小学校における英語活動サポーター派遣を更に充実させます。

○ 特別支援教育の充実

特別支援教育についての理解啓発を推進するための研修会の充実を図ります。

○ 就学支援の充実

適切な教育相談、経済的な支援の実施による就学支援体制の充実に努めます。

○ 市立高校の充実

市立高校においては、国際連携教育や地域連携教育など、さまざまな体験学習を積極的に推進し、生徒が自ら課題を見つけ、問題を解決し、自分の進路を主体的に決定できる態度や能力を育成します。

◆成果指標

| 指標 | | 現状値 (H28) | 目標値 (H38) |
|-------------------------------|------|--------------|--------------|
| 子どもたちが充実した学校生活を送っていると感じる市民の割合 | | 62% (H27) | 72%以上 |
| ALT（外国語指導助手）の英語活動における授業充足率 | 小学校※ | 44.2% | 75% |
| | 中学校 | 13.2% | 25% |

※現状値は5.6年生、目標値は3～6年生が対象

| | |
|----------|--------------|
| 基本目標 | 「つなぐ」まち・とくしま |
| 基本政策 | 次世代につなぐ |
| 施策 1 - 3 | 教育環境の向上 |

◆社会情勢の変化

平成 23 年に国は公立学校の施設整備基本方針と施設整備基本計画を改正し、地震、津波等の災害に備えるため、非構造部材の耐震化の推進、防災機能の強化、老朽化対策の推進を基本方針に盛り込むとともに、教育環境の質的な向上を図るため、校内 LAN の整備等を施設整備計画の目標達成のための必要な事業として定めました。

また、平成 25 年に策定された、国の第 2 期教育振興基本計画において、学校施設の耐震化等による安全・安心な学校施設の実現や、ICT 環境の整備等による教育環境の整備充実に取り組むことが示されました。

◆本市の現状と課題

少子化や市内中心部の人口減少に伴い、幼児・児童生徒数が大きく減少している学校（園）がある一方、児童数が増加している大規模校もあり、教育環境充実のために学校の適正配置が重要な課題となっています。

学校（園）の耐震補強及び増改築事業は平成 27 年度に完了しましたが、老朽化が進行した学校施設が増加しており、計画的な整備を行う必要があります。

また、園児及び児童・生徒が健康で快適に学べる環境づくりや、教育の情報化に対応するため、小・中学校における無線 LAN やタブレット型 PC の整備など ICT 環境の充実を図る必要があります。

◆本施策で目指すまちの姿

安全・安心な学校づくりを着実に進めるとともに、空調整備やICT環境の充実を図ることで、安全性や機能性において安心して快適に学べる教育環境を実現しています。

◆取組方針

○安全・安心な学校施設の整備

非構造部材改修事業、防災対策貯水槽改修事業の実施などにより、学校施設の安全性の確保に努めます。

○エアコンの導入

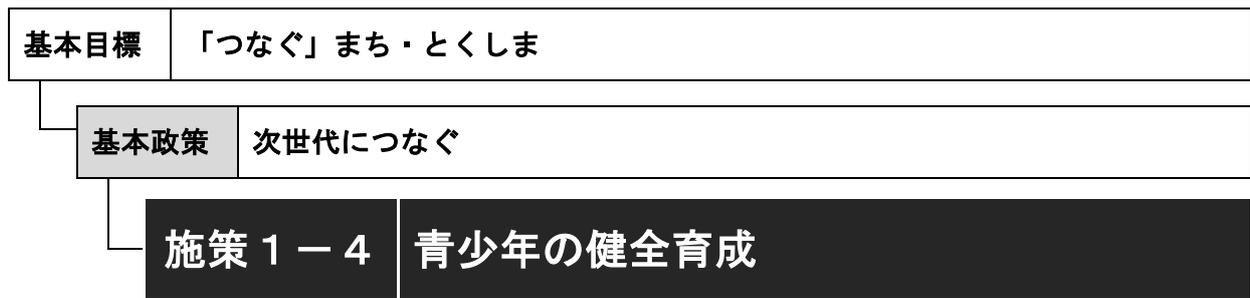
幼稚園及び小・中学校へのエアコン導入に取り組みます。

○ICT環境の整備

小・中学校におけるICT環境の充実を図るため、国の第2期教育振興基本計画で示されているICT環境の整備水準を達成するよう、計画的に整備を行います。

◆成果指標

| 指標 | 現状値 (H28) | 目標値 (H38) |
|--------------------------------|--------------|--------------|
| 幼稚園及び小・中学校へのエアコン導入率(保育室・普通教室) | 0% | 100% |
| 学校施設長寿命化計画策定率 | 0% | 100% |
| 小・中学校における無線LAN及び統合型校務支援システム整備率 | 0% | 100% |



◆社会情勢の変化

少子高齢社会の到来、単親家庭など家庭環境の多様化等により、学校・家庭だけでは課題の解決が難しくなっています。

いじめ・不登校の問題が深刻化しており、いじめ防止対策推進法が平成 25 年 9 月に施行され、10 月に「いじめ防止基本方針」が策定され、その中で地方公共団体の責務が規定されました。

◆本市の現状と課題

青少年の補導件数は、低水準で推移しており、落ち着いた状況ではありますが、情報化社会の進展により、青少年問題も広域化、複雑化しています。

いじめの早期発見・早期対応等きめ細かな取組により、いじめの解消率向上に努めています。

本市の不登校児童生徒の割合は、全国平均を上回っていますが、近年、中学生の不登校生徒割合は減少しています。

P T A 連合会との連携、連絡を密にし、協力体制を築いています。

家庭におけるニーズが細分化し、学習支援や福祉部門などとも協力していくことが課題となっています。

◆本施策で目指すまちの姿

家庭・学校・地域社会・行政の連携により、青少年の安全確保と健全育成のための体制と環境が整備され、いじめが未然に防止されるとともに、不登校児童生徒の割合が減少しています。また、青少年の自主性・社会性・創造性の更なる育成が図られています。

◆取組方針

○ 家庭との連携

家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習機会や情報の提供に努めます。

○ 地域社会との連携

地域コミュニティを基盤とし、大人も含めた異年齢の集団が共に学び合う社会的教育環境を整備、充実します。

○ 青少年活動の充実

青少年の多様な直接体験の機会を提供するとともに、青少年を育成する指導者層の拡充並びに育成支援体制を強化します。

○ いじめ・不登校の防止

いじめ・不登校等問題において、早期発見・早期対応に努め、児童生徒に対して相談・支援体制の充実、啓発活動を行います。

◆成果指標

| 指標 | 現状値 (H28) | 目標値 (H38) |
|------------------------|----------------|--------------------|
| 青少年活動参加者数 | 6,000人 | 6,300人 |
| 青少年が健全に成長していると感じる市民の割合 | 未計測 | H29調査値比 10%以上向上 |
| 不登校児童の割合(小学校) | 0.30% (H27) | 0.18% |
| 不登校生徒の割合(中学校) | 2.12% (H27) | 1.50% |

| | |
|--------|--------------|
| 基本目標 | 「つなぐ」まち・とくしま |
| 基本政策 | 社会をつなぐ |
| 施策 2-1 | 健康づくりの推進 |

◆社会情勢の変化

平成 20 年度の医療制度改革により、メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少を目指し、各保険者が実施する特定健康診査・特定保健指導制度が開始されました。

平成 24 年度の「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」の改正により、平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 年間計画で、第 2 次国民健康づくり運動「健康日本 21（第 2 次）」が推進されています。

◆本市の現状と課題

糖尿病、腎疾患、COPD（慢性閉塞性肺疾患）等の生活習慣病罹患率及び死亡率は、全国平均を上回っていることから、今後も更なる対策が必要です。

また、胃、肺、大腸等の各種がん検診受診率は全国平均より低いことから、がん検診受診率向上が課題となっています。

◆本施策で目指すまちの姿

市民が生涯を通じて、「自分の健康は自分で守りつくる」という健康づくりに取り組む意識が確立し、市民自らが自分の生活習慣を見直すことにより、健康寿命が延伸しています。

◆取組方針

○ **生活習慣病の予防**

乳幼児期や妊娠期・子育て期など、若い世代から生活習慣病予防の意識づけのため、母子保健事業の実施時においても、健康づくりの推進を行います。

○ **疾病の早期発見**

各種がん検診及び特定健康診査の受診率向上や特定保健指導の実施率向上に努めます。

○ **生活習慣病の重症化予防**

生活習慣病の未治療者やコントロール不良者に対する保健指導により、生活習慣病の重症化予防に努めます。

◆成果指標

| 指標 | 現状値 (H28) | 目標値 (H38) |
|-------------------------|--------------|--------------|
| 胃がん検診受診率 | 8.3% | 16.0% |
| 肺がん検診受診率 | 9.2% | 16.0% |
| 大腸がん検診受診率 | 15.2% | 32.0% |
| 糖尿病有病者及び予備群の割合 | 25.1% | 24.0% |
| メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合 | 28.3% | 26.0% |

| | |
|--------|--------------|
| 基本目標 | 「つなぐ」まち・とくしま |
| 基本政策 | 社会をつなぐ |
| 施策 2-2 | 地域福祉の充実 |

◆社会情勢の変化

少子高齢化や核家族化、また高度情報化の進行などを背景に、福祉に対する市民の意識も大きく変化しており、多様化の進む地域の生活課題に対応するには、公的サービスだけでなく、地域で互いに助け合い、支え合うことが必要となっています。

また、ライフスタイルが多様化する中で、孤独死やひきこもり、自殺、虐待など、今までに考えられなかったような新しい不安や課題が発生しています。さらに、雇用形態の多様化に伴う生活困窮者対策や、南海トラフ地震等に備えた災害時の要支援者対策等の新たな課題への対応も求められています。

こうした中、震災等を契機にボランティアやNPO法人などの活動が活発化しており、地域福祉を通じた新たなコミュニティ形成の動きも顕著になっています。

国においては、生活保護に至る前段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、早期の自立支援を行う生活困窮者自立支援法が、平成27年4月1日から施行されました。また、今後の防災対策を充実・強化するため、災害対策基本法が改正され、高齢者や障害者等の円滑かつ迅速な避難確保を図るための避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられています。

◆本市の現状と課題

全国的な傾向と同様に、少子高齢化や核家族化が進行しており、地域の相互扶助機能が低下してきています。福祉に対する市民の意識も大きく変化しており、福祉の施策は施設サービスから在宅サービスを推進し、そして個人の自立と自己表現を支援する福祉サービス制度へ大きく転換しています。

本市においては、平成22年1月に「徳島市地域福祉計画」を策定し、福祉サービスの整備・充実や市民・事業者などの主体的な福祉への取組支援等の施策を進めてきました。

今後、多様化の進む地域の生活課題に公的サービスのみで対応することが困難であり、地域全体で支え合う仕組みづくりのために、町内会や地域団体、ボランティア団体等と連携するとともに、福祉意識の高揚がますます重要になっています。

◆本施策で目指すまちの姿

市民一人ひとりが福祉活動に関心を持ち、身近な地域活動に自主的・積極的に参加することで、日々の生活を行う場である住み慣れた地域社会において、全ての人が年齢や障害の有無等にかかわらず、共に支え合い、安心して暮らすことができます。

◆取組方針

○ 共助の推進

「地域住民等による地域福祉の推進」を基本理念とし、あらゆる世代の市民一人ひとりが福祉への理解と関心を深めることができるよう、広報・啓発活動に努めるとともに、様々な問題について地域内で助け合える、支え合いの体制を構築するため、地域に暮らす市民の相互扶助、共助の意識啓発に努めます。

○ 多様なニーズに応えられる福祉サービスの確保

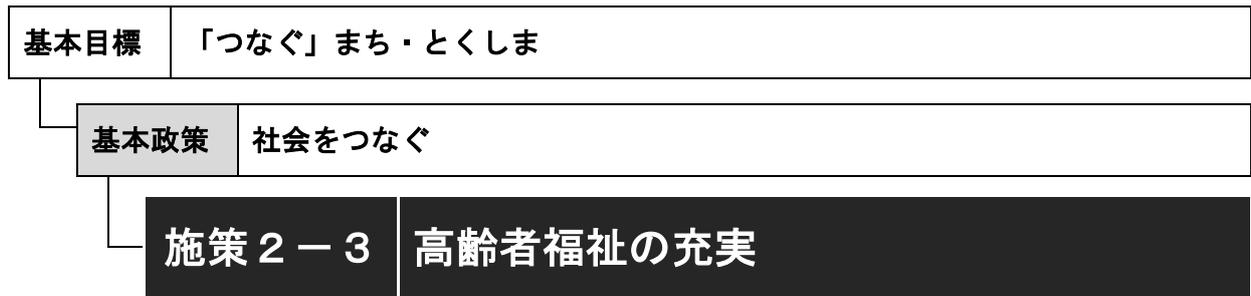
町内会や地域団体、ボランティア団体等と連携し、日常生活の支援や災害への備えなど市民一人ひとりの多様なニーズに応えられる福祉サービスの確保に努めます。

○ 地域福祉の担い手の育成

ボランティア団体やNPO法人などの地域福祉の担い手の育成に努めます。

◆成果指標

| 指標 | 現状値 (H28) | 目標値 (H38) |
|--|--------------|--------------|
| ボランティア団体登録数 | 280 団体 | 330 団体 |
| 福祉活動を目的としたNPO法人数 | 80 団体 | 120 団体 |
| 町内会などの地域活動や、ボランティアなどの市民活動が盛んであると感じる市民の割合 | 31% (H27) | 50%以上 |



◆社会情勢の変化

全国の高齢者数（第1号被保険者数）は、平成27年度末3,382万人（対平成19年比22.9%増）、要介護認定者数は、平成27年度末620.4万人（対平成19年比36.9%増）となっています。

介護保険制度は、老後の生活を支える制度の一つとして定着していますが、介護保険に係る費用は年々増加を続けていることから、平成21年度に「介護事業運営の適正化」、平成24年度に「サービスの基盤強化」、そして平成27年度には「地域包括ケアシステムの構築」、「費用負担の公平化」を主な内容とする介護保険法の改正が行われ、給付の見直し、予防重視型システムや新たなサービス体系への変換などの取組が求められています。

◆本市の現状と課題

徳島市の高齢者数は平成27年度末69,744人（対平成19年比21.5%増）、要介護認定者数は平成27年度末15,731人（対平成19年比20.4%増）となっており、居宅サービス利用者数は平成27年度末11,570人／月（対平成19年比32.4%増）、施設サービス利用者数は平成27年度末1,811人／月（対平成19年比11.7%減）となっています。

高齢者数は2025年（平成37年度）に7万9千人（うち後期高齢者4万7千人）、高齢化率は32.9%、要介護認定者数は2万人（認定率26.2%）になると見込まれ、高齢化の進展とともに要介護認定者の重度化が進むと見込まれます。

団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年（平成37年度）に向け、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実させることで、地域の支え合い体制づくりを推進すること、高齢者を支える多様な関係者の連携を進めるための包括的支援事業である地域ケア会議、在宅医療と介護の連携、認知症施策の推進等の充実に取り組み、地域包括ケアシステムを構築していくことが求められています。

◆本施策で目指すまちの姿

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができる支援体制が整っています。また、高齢者の生きがいが高まり、積極的な市民活動等への社会参加が行われています。

◆取組方針

○ 地域包括ケアシステムの構築

医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）構築に向け、軽度者に対する介護予防・日常生活支援総合事業の実施による介護サービス、生活支援体制の充実に努めます。

○ 要介護度の重度化への対応

要介護度の重度化に対応するため、地域密着型サービス等の施設整備充実に努めます。

○ 高齢者を支える体制の整備

包括的支援事業（地域ケア会議の充実、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業）の実施により、高齢者を支える多様な主体の連携体制の整備を行います。

○ 高齢者の活躍促進

老人クラブ、シルバー人材センターへの支援を行うほか、高齢者の社会参加のための多様な受け皿の充実に努めます。

◆成果指標

| 指標 | 現状値 (H28) | 目標値 (H38) |
|-------------------------------|--------------|--------------|
| 老後も安心して生活できると感じる市民の割合 | 45% (H27) | 55%以上 |
| 地域包括支援センター事業相談延べ件数 | 約 37,000 件 | 40,000 件 |
| 介護予防・生活支援サービス事業に占める多様なサービスの割合 | 0% | 30% |

基本目標

「つなぐ」まち・とくしま

基本政策

社会をつなぐ

施策 2 - 4

障害者福祉の充実

◆社会情勢の変化

平成 25 年 4 月から、障害者自立支援法は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に改正され、障害者の範囲に難病等が追加されるとともに、平成 28 年 5 月には、障害者の望む地域生活の支援の見直しや障害児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応支援の拡充のほか、サービスの質の向上・確保に向けた環境整備等を行うための一部改正法案が成立し、一部を除き平成 30 年 4 月に施行されることとなりました。

平成 26 年 1 月には障害者の権利に関する条約が批准されるとともに「障害者差別解消法」が平成 25 年 6 月に成立、平成 28 年 4 月から施行されました。

障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的として、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する「障害者優先調達推進法」が平成 25 年 4 月に施行されました。

◆本市の現状と課題

多様化する個々の障害者のニーズに応じた障害福祉サービスを整備し、提供していくとともに、障害者が暮らしやすい環境づくりや、防災・防犯体制の強化を推進する必要があります。

障害者やその家族が適切なサービスを利用できるよう、総合的な相談体制を確保する必要があります。

障害者への虐待防止及び権利擁護の推進に積極的に取り組む必要があります。

障害者の社会参加を促進するため、移動等の問題を緩和又は解消するとともに、情報へのアクセスについて障害の特性に応じた方法での情報提供の充実を図る必要があります。

企業等における障害者雇用が十分に進んでいるとは言えず、障害者の就労を促進するためには、障害の種別や程度、本人の能力や希望などに応じた細やかな支援が必要となっています。

◆本施策で目指すまちの姿

だれもが、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するための意識が醸成され、障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができ、地域社会でいきいきと活躍できる環境が整っています。

◆取組方針

○ 障害者の福祉に関する相談機能の充実

障害者が自らサービスを選択し、自らの生活環境を構築するために前提となる相談機能の充実や権利擁護の推進を図るとともに、各種社会福祉サービスを着実に進めていきます。

○ 障害者の就労促進

福祉的就労利用の推進と障害者の雇用機会の確保と拡大による職業的自立を促進し、経済的な安定を図ります。

○ 障害者が暮らしやすい環境づくり

障害者の住まいの確保、バリアフリーに対応した暮らしやすい住まいの普及・改善を推進するとともに、グループホーム・福祉ホームの利用推進を図ります。また、きめ細やかな防災・防犯対策を推進します。

○ 障害者への理解の促進

地域社会の全ての人々が、障害者に対する正しい理解と認識を深められるよう、啓発・広報活動等に取り組みます。

◆成果指標

| 指標 | 現状値 (H28) | 目標値 (H38) |
|---------------|-----------------|--------------|
| 障害福祉サービス利用実人数 | 3,766人 (H27) | 5,200人 |
| 就労移行支援事業利用者数 | 103人 (H27) | 180人 |
| グループホームの利用者数 | 148人 (H27) | 200人 |

| | |
|--------|--------------|
| 基本目標 | 「つなぐ」まち・とくしま |
| 基本政策 | 社会をつなぐ |
| 施策 2-5 | 社会保障の充実 |

◆社会情勢の変化

平成 20 年の世界金融危機以降、景気悪化に伴い、生活保護受給者が著しく増加しました（全国平均の保護率：平成 19 年 1.21%→平成 27 年 1.71%）。その後、緩やかな景気回復に伴い、増加傾向は収束したものの、明らかな減少には至っていません。また、高齢者世帯は増加を続けており、併せてその単身世帯化も進行しています。

平成 27 年度から生活困窮者自立支援法が施行され、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るための新たなセーフティネットが設けられました。

医療保険については、平成 20 年度から後期高齢者医療制度が施行され、75 歳以上の高齢者については、国民健康保険等から独立した後期高齢者医療制度に加入することとなりました。

平成 23 年に徳島県市町村国民健康保険財政安定化等支援方針が策定され、市町村において保険料の収納率の向上等に取り組むこととされました。

平成 27 年に「医療保険制度改革関連法案」が成立し、平成 30 年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となることとなりました。

◆本市の現状と課題

生活保護については、保護率の増加傾向は収まっていますが、依然として全国平均と比較すると高い水準にあります（全国平均の保護率：1.71%、徳島市：2.33%）。また、高齢者世帯の増加に伴い、扶助費のうち医療扶助・介護扶助が占める割合が増加（医療扶助：54.1%、介護扶助：2.14%）しており、自立に向けた支援を充実する必要があります。

さらに、単身世帯が増加する中、家族や地域社会とのつながりが希薄化し、まわりからの支援が期待できないケースが増えています。

国民健康保険については、一人当たり医療費が高額であり、保険料も高額となる状況が継続しています。また、国民健康保険事業特別会計は平成 24 年度の保険料引き下げ後、単年度収支が赤字の状態が継続しており、平成 27 年度には実質収支が 1 億円強の赤字となりました。また、平成 30 年度以降の国民健康保険事業の県単位化を控えています。

◆本施策で目指すまちの姿

経済的な事情に関わらず、市民の誰もが健やかで自分らしく安心して暮らし続けることができている。また、国民健康保険事業は単年度黒字化し、健全に運営されています。

◆取組方針

○ 被保護者の自立に向けた支援

生活保護の適正実施に努めるとともに、被保護者の自立に向けての的確な就労指導や、地域や関係機関との連携を強化し各々の機能や情報を活用した支援を行います。

○ 生活困窮者の自立の促進

生活困窮者自立支援制度の普及を図り、要保護状態になる前の生活困窮者に対して必要な支援事業を行うことで自立を促進します。また、貧困の連鎖を断ち切るために、生活困窮世帯の子どもへの学習支援を進めます。

○ 国民健康保険事業の健全運営

国民健康保険料の収納率の向上等により、財源の確保に努めるとともに、特定健康診査等の保健事業の充実により、医療費の適正化を図ります。

○ 国民健康保険事業の制度改正への適切な対応

平成 30 年度以降の国民健康保険事業の県単位化に伴う国の制度改正・県の事業運営を注視し、適切に対応します。

◆成果指標

| 指標 | 現状値 (H28) | 目標値 (H38) |
|--------------------|----------------|--------------|
| 就労支援により自立した被保護者の割合 | 7% | 10% |
| 国民健康保険料収納率 | 85.8% (H27) | 90% |
| 特定健康診査受診率 | 32.6% (H27) | 60% |
| 特定保健指導実施率 | 52.7% (H27) | 60% |

| | |
|--------|-----------------|
| 基本目標 | 「つなぐ」まち・とくしま |
| 基本政策 | 心をつなぐ |
| 施策 3-1 | 人権尊重・多文化共生社会の実現 |

◆社会情勢の変化

21世紀は「人権の世紀」と言われていますが、人権を取り巻く環境は依然として憂慮すべき状況にあります。

国外では、人種・民族・宗教などをめぐる紛争が世界各地で続いており、多数の尊い命が犠牲となっています。

国内では、同和問題をはじめ、女性・子ども・高齢者などの社会的弱者に対する虐待やインターネット上での誹謗中傷、学校でのいじめ、国際化の進展に伴い増加しているヘイトスピーチ、性的少数者への理解不足の問題など取り組むべき課題が増大しています。

◆本市の現状と課題

国内の情勢と同様に、未だ完全な解決を見ない同和問題をはじめとする様々な人権問題が顕在しています。

また、国際化の進展に伴い、本市でも外国人住民が増加すると見込まれるため、日本人も外国人もともに安心して暮らすことのできる地域づくりを進めていく必要があります。

◆本施策で目指すまちの姿

市民一人ひとりが相手を思いやり、多様性などそれぞれの違いを認め合い、お互いの命の尊さや人権を尊重し合っています。また、国籍や民族の違いを越え、多様な価値観や異なる文化を認め合い、誰もが住みやすいまちとなっています。

◆取組方針

○ 人権教育の推進

市民一人ひとりが様々な人権課題について正しく理解することができるよう、保・幼・小・中と一貫した人権教育を実施します。

○ 人権啓発の推進

国、県及び徳島市人権教育・啓発推進協議会との連携を図りながら、人権啓発活動のリーダー育成などにより、市民主体の積極的な人権教育・啓発が行われる体制の構築に取り組みます。

○ 国際化への対応

在住外国人に対する生活相談支援や転入外国人の受入体制の整備を図ります。
小・中学校における英語活動へのALT（外国語指導助手）や小学校における英語活動サポーター派遣を更に充実させます。

◆成果指標

| 指標 | 現状値 (H28) | 目標値 (H38) |
|---------------------------------|------------------|--------------|
| 人々の人情が厚いと感じる市民の割合 | 59% | 69%以上 |
| 本市主催の人権教育・啓発に関する啓発事業等への年間市民参加者数 | 47,000人 (見込み) | 49,500人 |

| | |
|-----------------------------|--------------|
| 基本目標 | 「つなぐ」まち・とくしま |
| 基本政策 | 心をつなぐ |
| 施策 3 - 2 男女共同参画社会の実現 | |

◆社会情勢の変化

少子高齢化による人口減少の進行や、あらゆる分野における情報化や国際化等により、急激に社会情勢は変化しています。このような状況において、男女共同参画の実現は今後の社会のあり方を決定する重要課題となっています。

この実現にあたって国では、平成22年に第3次男女共同参画基本計画が策定され、翌年には次世代育成支援対策推進法が改正され、職場や地域において子育てしやすい環境整備に向けた措置が講じられることとなりました。また、平成25年に「DV防止法」の改正、平成27年には「女性の活躍推進法」の制定及び第4次男女共同参画基本計画が策定されました。

このように男女共同参画の実現に向けた法律や制度が整備されてきましたが、現実社会では、あらゆる場面において男性中心の状況にあり、男女共同参画社会の実現にはまだまだ厳しい状況にあります。

◆本市の現状と課題

本市では以前から各種講演会や研修会の実施により、男女平等と人権の尊重についての意識啓発活動を行っていますが、平成26年度に実施した市民意識調査結果によると、家庭生活や職場等ほとんどの分野で、多くの人が男女の不平等感を感じており、まだまだ浸透していないのが実情です。また、本市における審議会・委員会等への女性登用率は、微増にとどまっているため、女性登用に向けての更なる意識啓発や、女性リーダーの育成等が必要と考えられます。

一方、男女がともに働きやすい環境を整備するにあたっては、子育て支援施策等の充実が重要です。そのため、本市では保育所関連施策等に重点をおいて、年々充実に図っていますが、依然として女性は子育て時期に仕事をいったん辞める人が多い状況にあります。このように育児や介護等に関しては、女性が中心となって担うという従来からの性別役割分担意識が、社会の慣行として今でも根強く継承されていると考えられ、更なる男女共同参画社会実現に向けた施策の推進が必要です。

◆本施策で目指すまちの姿

夫は外で働き、妻は家庭を守るべきであるという、固定的な意識が解消され、性別による身体的特徴を十分に理解し合い、またニーズの違いを把握して、一人ひとりの多様な個性や能力が活かされています。また、男女がともに働きやすい環境が整備され、女性の視点が政策形成や防災対策など、まちづくりの様々な場面に活かされています。

◆取組方針

○ 男女共同参画に関する意識啓発

男女共同参画に関する啓発のための講演会や研修会を開催します。

○ 相談体制の充実

重大な人権侵害でもあるDV問題について、暴力根絶に向けた環境づくりを推進するとともに、諸機関の連携強化等により、相談体制の充実を図ります。

○ 女性リーダーの育成

あらゆる分野における女性の活躍を推進するにあたって、女性リーダーの育成を推進するとともに、更なる子育て環境の整備に努めます。

○ 審議会等への女性委員の登用

政策・方針決定過程への女性の参画を推進します。

○ 仕事と家庭生活の両立に向けた取組の実施

仕事と家庭生活の両立のため、ワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、男性の家庭生活への積極的な参画を促す啓発活動を進めます。

◆成果指標

| 指標 | 現状値 (H28) | 目標値 (H38) |
|-------------------|----------------|--------------|
| 市の審議会等への女性委員の登用割合 | 26.4% (H27) | 40% |
| 女性が働きやすいと感じる市民の割合 | 35% (H27) | 50%以上 |

| | |
|----------|--------------|
| 基本目標 | 「まもる」まち・とくしま |
| 基本政策 | 命をまもる |
| 施策 4 - 1 | 防災対策等の強化 |

◆社会情勢の変化

平成 24 年に内閣府から南海トラフにおける巨大地震による浸水及び被害想定が公表され、これを受け県が「徳島県津波浸水想定」及び被害想定を公表しました。

また、平成 25 年に南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法が施行され、本市は、平成 26 年に同法に基づき「南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されています。

◆本市の現状と課題

国・県から相次いで南海トラフ巨大地震による津波浸水想定や被害想定が発表されたことから、本市においても地震・津波対策を計画的かつ着実に推進し被害の軽減を図っています。

近年においては風水害や土砂災害への対応も急務になってきており、これら大規模災害に対する本市の体制や地域防災力を強化することが重要となります。

また、武力攻撃、パンデミック等の危険事象に対する体制の強化も必要です。

さらに、人口減少や高齢化の進行に伴い、地域防災の担い手の確保が課題となる中、地域における中心的な存在である自主防災組織の充実と併せて、今後、地域住民が主体となってまちづくりに取り組む新たな地域自治協働システム等を構築して、地域活動のあらゆる場面で防災力の強化に取り組むことが求められます。

◆本施策で目指すまちの姿

全ての市民が日頃から防災について考え、「自助」、「共助」、「公助」の役割分担が明確になり、地域防災力が強化され、大規模自然災害等に対し、人的・物的被害を軽減するとともに、迅速な復興が可能な、安全・安心のまち「とくしま」が構築されています。

◆取組方針

○ 行政による防災機能（公助）の強化

南海トラフ地震等の大規模自然災害の被害を軽減するために、高速道路の法面部分への津波避難施設整備や、津波避難ビルの指定など、行政による防災対応「公助」の機能強化を図ります。

○ 地域住民や市民による防災体制（共助・自助）の強化

地区自主防災組織の充実・活性化を図るほか、地区の実情を考慮した津波避難計画の策定など、地域住民による防災体制「共助」、「自助」の強化を行います。また、地域住民が主体となってまちづくりに取り組む新たな地域自治協働システムが構築された地域には、各種活動に防災の視点を導入できるよう連携・支援します。

○ 防災意識の向上

市民防災研修を実施するなど、市民が日頃から防災について考える機会を充実します。

○ 危険事象への対応力強化

武力攻撃やパンデミック等の危険事象から市民を守るため、国、県及び関係機関等との連携を含め、迅速かつ的確な対応が取れるよう、訓練・研修などにより、職員の対応能力の強化を図ります。

◆成果指標

| 指標 | 現状値 (H28) | 目標値 (H38) |
|-----------------------|-------------------|--------------|
| 高速道路を活用した津波避難施設整備数 | 3 か所 | 10 か所 |
| 地区別津波避難計画策定数 | 1 地区 | 19 地区 |
| 防火・防災訓練等への参加者数 | 46,282 人 (H27) | 50,000 人 |
| 災害への備えが整っていると感じる市民の割合 | 23% | 50%以上 |

| | |
|--------|--------------|
| 基本目標 | 「まもる」まち・とくしま |
| 基本政策 | 命をまもる |
| 施策 4-2 | 消防・救急体制の充実 |

◆社会情勢の変化

東日本大震災を契機に、自主防災組織の結成が促進され「自助・共助」による活動が注目されています。

また、平成 25 年には消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が施行され、消防団への加入促進、処遇改善、装備の充実強化、教育・訓練の充実を図るため、国及び地方公共団体は、必要な措置を講ずることとされました。

そのほか、平成 25 年 4 月に総務省消防庁が公表した「救急出動件数等の将来予測」によると、人口減少が推移するにもかかわらず救急出動件数と搬送人員数は、平成 37 年頃まで増加すると予測されています。

◆本市の現状と課題

昭和 39 年に開始した救急業務の出動件数は、市内人口がピークを迎えた以降も右肩上がりに増え続け、平成 8 年に 6,194 件だったものが、平成 27 年には 11,103 件と 20 年間で約 2 倍に増加しています。

今後も高齢化社会の進展に伴い、救急出動件数の増加が見込まれることから、救急需要への対策が必要となっています。

また、総務省消防庁が示す「消防力の整備指針」に基づき、多種多様化する災害に対応するためには、更に消防力の充実強化を図っていく必要があります。

さらには、南海トラフ地震や集中豪雨の発生等の災害リスクに備えるため、次世代を担う子どもたちに命の大切さや救命法の重要性を広く浸透させるとともに、将来の防火・防災リーダーの育成に取り組んでいく必要があります。

◆本施策で目指すまちの姿

消防力が強化されるとともに、市民自らが防火・防災教育や住宅防火対策を実践し、みんなで安全・安心に取り組むまちとなっています。また、市民や次世代を担う子どもたちへの応急手当の普及啓発を推進し「救命のリレー」が充実するとともに、市民一人ひとりに消防サービスが行き届いたまちとなっています。

◆取組方針

○ 防火・防災教育、啓発の充実

地域みんなで助けあえるよう日頃から連携を図るとともに、将来の地域における防火・防災リーダーの育成を行い、世代を超えた防火・防災教育を充実させます。

○ 住宅防火対策の推進

住宅火災の死者を軽減させるため、住宅用火災警報器の全世帯設置に努めるとともに、適切な維持管理について普及啓発を図ります。

○ 次世代を担う小・中学生を対象とした救命講習の実施

人口減少と高齢化社会の進展を見据えて、次世代を担う小学校(6年生)・中学校(1年生～3年生のうちいずれかの学年)を対象に救命講習を実施し、命の大切さや救命法の重要性を広く浸透させます。

○ 救急体制の構築

高齢化社会の進展に伴う救急需要増大に対応し、全ての市民へ平等に、より安全で迅速な救急サービスが提供できる救急体制を構築します。

○ 指揮命令系統の確立

多種多様化する災害において、効果的な現場活動ができる指揮命令系統の確立を推進します。

○ ICT(情報通信技術)導入の推進

情報伝達手段の多重化を図るため、災害警防本部の機能を強化するとともに、今後の技術革新を視野にICT(情報通信技術)導入を推進します。

◆成果指標

| 指標 | 現状値 (H28) | 目標値 (H38) |
|-----------------------|-------------------|--------------|
| 防火・防災訓練等への参加者数 | 46,282 人 (H27) | 50,000 人 |
| 住宅用火災警報器の設置率 | 77% | 100% |
| 小・中学校(指定学年)の救命講習受講率 | 0% | 100% |
| 市民による CPR(心肺蘇生法)実施率 | 49.2% (H27) | 50.0%以上 |
| 災害への備えが整っていると感じる市民の割合 | 23% | 50%以上 |

| | |
|---------------|----------------|
| 基本目標 | 「まもる」まち・とくしま |
| 基本政策 | 命をまもる |
| 施策 4-3 | 医療環境の充実 |

◆社会情勢の変化

少子高齢化・人口減少の進行や医療技術の進歩により、国民の医療に対するニーズも質・量ともに変化しています。

多くの公立病院において、経営状況が悪化するとともに、医師不足に伴い診療体制の縮小を余儀なくされるなど、経営環境や医療提供体制の維持が極めて厳しい状況になっており「新公立病院改革ガイドライン」（平成27年3月31日総務省通知）により「経営効率化」、「再編・ネットワーク化」、「地域医療構想を踏まえた役割の明確化」の視点に立った改革が求められています。

徳島県保健医療計画では、医師数等の医療環境は充実しているものの、特定の診療科で医師が不足する「診療科偏在」の問題が指摘されているとともに、徳島県地域医療構想によると、平成37年に目指すべき東部医療圏における医療提供体制（医療機能別の必要量）は、急性期病床数が約800床（約3割）の病床過剰となっています。

◆本市の現状と課題

少子高齢化の進行に伴い、救急医療環境は今後より一層の充実・高度化が求められています。

本市が属する東部医療圏の小児救急医療体制では、夜間及び休日の初期救急は、主に本市が開設する夜間休日急病診療所が担っており、市外からの患者数も年々増加傾向にあります。また、近年、各診療科における医師数の偏在により、特に小児科医の確保が困難となっています。

市民病院は、地域の医療ニーズに応えるため、医師をはじめとする医療スタッフの確保及び養成とともに、更なる経営基盤の強化が求められています。

◆本施策で目指すまちの姿

夜間・休日の初期医療及び救急医療体制が引き続き維持され、市民の医療を受ける機会が確保されています。また、市民病院は、地域の医療ニーズに応える特色ある病院として、市民から信頼され、愛され続けています。

◆取組方針

○ 救急医療体制の充実

今後も引き続き徳島県や医療関係機関との連携により、救急医療施設の健全な運営を維持し、救急医療体制の周知を図ることで、市民が適切に救急医療を受けられるように整備していきます。また、救急医療体制について、その役割・機能・利用方法等について一層の周知を図ることにより、適正・適切な利用を促進します。

○ 市民病院における特色ある医療の提供

市民病院は、公・民の適切な役割分担の下「患者支援センター」を中心に地域の医療ニーズに応える医療提供体制の確保を図るとともに、公立病院の責務として、政策医療や高度・先進医療を提供する役割に努め「地域周産期母子医療センター」、「脊椎・人工関節センター」、「がんセンター」を柱とした特色のある医療の提供を図ります。また、経営安定化に向けた組織体制を構築します。

◆成果指標

| 指標 | 現状値 (H28) | 目標値 (H38) |
|---------------------|----------------|--------------|
| 地域医療機関から市民病院への患者紹介率 | 80.2% | 82% |
| 市民病院から地域医療機関への患者紹介率 | 87.2% | 90% |
| 市民病院の患者満足度（外来） | 83.4% (H27) | 90% |
| 市民病院の患者満足度（入院） | 88.7% (H27) | 93% |

| | |
|-------|-----------------|
| 基本目標 | 「まもる」まち・とくしま |
| 基本政策 | 暮らしをまもる |
| 施策5-1 | 安心して暮らせる市民生活の向上 |

◆社会情勢の変化

消費者行政については、平成 20 年に「振り込め詐欺救済法」、改正消費生活用製品安全法が施行され、平成 21 年には消費者庁及び消費者委員会が発足、平成 22 年から消費者ホットラインが開始され、平成 23 年に震災に関する悪質商法 110 番の実施、平成 24 年には消費者安全法が改正されるとともに「消費者市民社会」の構築に向けて消費者教育の推進に関する法律が制定されました。

交通安全対策については、平成 19 年に飲酒運転厳罰化、平成 20 年に後席でのシートベルト着用義務化、平成 27 年に危険行為を繰り返す自転車運転者に対する安全講習受講を義務化するなど対策が強化されています。また、平成 21 年から 75 歳以上の免許更新者に対して「講習予備検査」が導入されています。

◆本市の現状と課題

消費生活センターでは、情報の収集や啓発パンフレット等による情報提供及び講座等による消費者教育を実施するとともに、国民生活センターとオンライン情報ネットワークを構築し、情報共有を行い、消費生活相談を行ってききましたが、多重債務問題に対しては、専門的な法律知識が求められるため、相談者の意向を聞きながら、弁護士・司法書士を紹介するネットワークを構築しています。

本市の交通事故発生件数は、平成 13 年をピークに減少していますが、高齢者による事故の占める割合は 30%、死亡者数では 70%を超えているため、高齢者に対する重点的な取組が必要です。また、徳島駅前広場及びその周辺の放置自転車は減少傾向にありますが、引き続き対策が必要です。

本市における街頭犯罪の発生件数は、年々減少しています。

◆本施策で目指すまちの姿

自立した消費活動ができる市民・消費者が育成され、消費生活に関するトラブルが減少し、消費者市民社会の形成が進んでいます。また、安全で快適な交通環境がつくられるとともに、交通マナーの向上や関係機関との連携により、交通事故や街頭犯罪の発生件数が減少し、安全・安心なまちとなっています。

◆取組方針

○ 安全・安心な社会にするための基礎づくり

消費生活に関する情報の収集や啓発パンフレット等による情報提供及び講座等による消費者教育を推進します。また、消費生活センターの充実に努めます。

○ 消費生活に関する周知啓発

行政だけでなく、消費者団体等と提携し、時代に即した消費者教育や消費生活に関する情報の提供、周知啓発を図り、トラブルや被害に関する相談業務も充実させます。

○ 交通マナーアップの推進

高齢者による事故の増加に対応し、自動車の運転者だけでなく、歩行者や自転車利用者についても、交通マナーアップを図ります。また、徳島駅前広場及びその周辺の放置自転車対策を強化するとともに、徳島駅前地下自転車駐車場の広報活動を積極的に行います。

○ 防犯の推進

関係機関や地域との連携を強化するとともに、引き続き町内会等に対して防犯灯の設置・維持管理などの支援を行います。

◆成果指標

| 指標 | 現状値 (H28) | 目標値 (H38) |
|---------------------|------------------|--------------|
| 消費生活に関するトラブル（苦情）の件数 | 1,155 件 (H27) | 800 件 |
| 交通事故発生件数 | 1,793 件 (H27) | 1,000 件 |
| 街頭犯罪発生件数 | 733 件 (H27) | 400 件 |

| | |
|----------------------|--------------|
| 基本目標 | 「まもる」まち・とくしま |
| 基本政策 | 暮らしをまもる |
| 施策5-2 住宅環境の整備 | |

◆社会情勢の変化

長引く経済状況の悪化や若年層の都市流入による地方の高齢化の深刻化等により、空き家問題などのこれまでになかったような新しい問題が発生しています。

また、平成23年の東日本大震災による従来のはるかに超える被害の発生により、これまでの計画や基準が根底から見直され、それとともに、市民の防災意識も大きく変化しています。

少子高齢化の深刻化や介護保険の増大により、国の高齢者に関する住宅施策が見直され、サービス付高齢者向け住宅制度が創設されました。

◆本市の現状と課題

徳島市住生活基本計画に基づく施策及び徳島市耐震改修促進計画に基づく施策により、市営住宅の安定的供給や木造住宅の耐震化等については、おおむね良好な状況にあります。

また、高齢者に関する住宅施策については、国等の動向を見ながら適正な施策を展開しています。

一方、市営住宅の老朽化について、早急に統廃合を含めた再整備が必要となっており、良好な市営住宅の安定的供給のため、今後は重点的に促進していく必要があります。

◆本施策で目指すまちの姿

住宅の耐震化率が向上し、市民が安心して暮らせる安全で快適な住環境が整備されています。また、市営住宅はバリアフリー化され、高齢者も快適に暮らせています。

◆取組方針

○住宅施策の総合的な推進

徳島市住生活基本計画（平成 24 年度～平成 33 年度）及び徳島市耐震改修促進計画（平成 26 年度～平成 32 年度）に基づく取組を計画的に推進し、これらの計画に定める指標の達成に努めます。また、所要の見直しを図り、より現状に即した有効な計画とします。

○住宅セーフティネットの機能向上

住宅に困窮する低所得者等に対して、公平かつ的確に市営住宅を供給します。

○住宅耐震化の推進

既存木造住宅の耐震化を推進します。

○市営住宅のバリアフリー化の推進

今後、さらに進行すると予想される高齢化に対応するため、市営住宅のバリアフリー化を進めていきます。

◆成果指標

| 指標 | 現状値 (H28) | 目標値 (H38) |
|-------------|--------------|--------------|
| 市営住宅の年間供給戸数 | 70 戸 | 70 戸 |
| 既存木造住宅の耐震化率 | 77.7% | おおむね 100% |

| | |
|--------|--------------|
| 基本目標 | 「まもる」まち・とくしま |
| 基本政策 | 暮らしをまもる |
| 施策 5-3 | 生活道路の整備 |

◆社会情勢の変化

平成 23 年の東日本大震災による被災を踏まえ、維持管理の確実性などを考慮し、道路橋示方書が改訂されています。

平成 24 年には、全国で登下校中の児童等が巻き込まれる交通事故が相次いで発生し、通学路における安全確保のため、緊急合同点検が全国で実施されました。

また、平成 24 年の笹子トンネル事故を踏まえ、生活や経済の基盤であるインフラが的確に維持されるように、国は平成 25 年を社会資本メンテナンス元年とし、施設の老朽化対策に総合的・重点的に取り組む方針となりました。橋りょうは、国が定める基準に基づき、5 年に 1 回の頻度で近接目視による点検が定められています。

◆本市の現状と課題

市民の暮らしの基盤となる市道は、1,559 km、改良率は 62.1%（平成 28 年 4 月 1 日現在）となっており、未だ十分といえない整備状況にあります。また、高度成長期に建設された道路施設が老朽化しており、効果的・効率的な維持修繕を行わなければなりません。

今後、高い確率で発生が予想される南海トラフ地震に備えて、橋りょうの耐震化や長寿命化を進めるとともに、電線類地中化や避難路となる道路の整備等も実施する必要があります。

高齢者や障害者に配慮した人にやさしいまちづくりを推進するとともに、自転車利用環境の改善を行い、全ての人にやさしい道路環境の整備を推進します。

また、市民と行政が情報共有しながら、共に課題解決に取り組む必要があります。

◆本施策で目指すまちの姿

災害に強く、人にやさしい道路環境が整備され、誰もが安全で快適に道路や橋を利用できています。また、市民と行政が連携して適切な道路の維持管理を行っています。

◆取組方針

○ 橋りょうの適切な管理

橋りょう（橋長 2m以上）の定期点検の実施と、それに基づく橋りょう長寿命化修繕計画の見直しに取り組みます。また、主要道路における橋りょうの耐震化を図ります。

○ 自転車の利用環境向上

交通安全対策等の施策と連携を図りながら、自転車と歩行者の分離等による安全・快適な道路環境整備を進めます。

○ 道路の適切な管理

道路施設の点検・診断・措置・記録などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全型の施設管理を行うとともに、電線類地中化を推進します。

○ 市民との連携・協力による道路管理

市民が道路を身近に捉え、大切にする意識を培うため、市民と行政が連携・協力する仕組みづくりに取り組みます。

◆成果指標

| 指標 | 現状値 (H28) | 目標値 (H38) |
|------------------|--------------|--------------|
| 主要道路における橋りょうの耐震化 | 16 橋 | 34 橋 |
| 市道の改良率 | 62.1% | 64.1% |
| 電線類を地中化した市道の総延長 | 4.5km | 5.6km |
| みちピカ事業の参加団体数 | 80 団体 | 85 団体 |

| | |
|--------|--------------|
| 基本目標 | 「まもる」まち・とくしま |
| 基本政策 | 暮らしをまもる |
| 施策 5-4 | 上水道の整備 |

◆社会情勢の変化

上水道に関しては、これまで拡張を前提に施策を講じてきましたが、人口減少傾向が確定的になり、給水人口や給水量の減少を前提とする施策への転換が必要となったことや、東日本大震災を経験し、これまでの震災対策を抜本的に見直した危機管理対策が求められるようになったことを踏まえ、平成 25 年に新水道ビジョンが策定されました。

平成 26 年には、水道事業者などの公営企業について、経営環境が厳しさを増す中であっても、住民生活に欠くことのできない重要なサービスの提供を将来にわたって安定的に継続していくための「経営戦略」を策定するよう要請が行われました。

◆本市の現状と課題

平成 22 年 3 月に第 4 期拡張事業が完工したことなどにより、水道普及率は 92.3%（平成 27 年度末）となり、市内にお住まいのほとんどの方に安全な水道水を供給できるようになりました。

しかし、使用水量については、平成 13 年度をピークに減少しており、今後も少子高齢化・人口減少や節水型社会への移行などにより、水需要の減少傾向は続くものと想定されています。

一方、水道施設については、南海トラフ地震等の大規模災害に備え、耐震化事業を進めていますが、第 3 期拡張事業以前に整備された管路・施設が今後大量に更新時期を迎えることに加え、水需要が減少を続けていることから、施設の効率的な運用やダウンサイジング等を考慮した、より計画的な水道施設の更新・再構築が必要となっています。

◆本施策で目指すまちの姿

市民がいつでも安全でおいしい水を飲むことができます。また、自然災害等による水道施設への被害が最小限にとどめられ、被災した場合でも迅速な復旧ができるようになるとともに、健全かつ安定的に水道事業を運営することができます。

◆取組方針

○ 水道水の安全の確保

水源から蛇口に至る全ての過程での水質向上を目指し、水質監視・検査を強化します。

○ 水資源の有効利用

計画的な漏水調査、老朽管の更新を実施し、有収率（配水量に占める家庭・事業所などで使用した水量の割合）を向上します。

○ 確実な給水の確保

水道施設・管路を定期的に点検・整備し、災害に強い拠点施設への更新・耐震化を計画的に実施します。

○ 供給体制の持続性の確保

水道事業経営の健全化・効率化を進めるとともに、人口減少や、施設の老朽化等の厳しい経営環境を踏まえ、将来にわたり事業を安定的に継続できる、健全で効率的な経営を行います。

また、下水道事業との統合により、上下一体の水道サービス向上を図ります。

◆成果指標

| 指標 | 現状値 (H28) | 目標値 (H38) |
|--------------------------------|----------------|--------------|
| 上水道普及率 | 92.3% (H27) | 94% |
| 有収率（配水量に占める家庭・事業所などで使用した水量の割合） | 93.9% (H27) | 96% |
| 水道管の耐震化率 | 33.7% (H27) | 45% |

| | |
|-------|--------------|
| 基本目標 | 「まもる」まち・とくしま |
| 基本政策 | 環境をまもる |
| 施策6-1 | 環境の保全と向上 |

◆社会情勢の変化

従来から公害を防ぐために水質汚濁、騒音・振動、悪臭など公害対策に関する法律に基づき対策を進めてきましたが、近年では地域でより総合的・計画的な対応がとれるよう騒音・振動、悪臭に関わる地域指定や瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可手続等の事務が県から市に権限移譲されています。

また、地球温暖化対策の国際的な枠組みである「京都議定書」に代わり、2020年以降の対策を定める「パリ協定」が2016年に発効し、世界全体で温室効果ガスの削減に向けて積極的に取り組んでいく必要があります。

現在の多様化・複雑化する環境問題を解決するためには、住民、事業者及び行政がそれぞれの立場に応じた役割分担のもと、自主的な取組を進めるとともに、各主体が問題意識を共有し、共通の理解や合意を形成して取り組んでいくことが重要となります。

◆本市の現状と課題

市域では、通常の事業活動や家庭生活に伴い発生する温室効果ガスの排出が大きく増加しているほか、生活排水による水質汚濁や規制のかからない事業場・家庭からの騒音といった都市型・生活型トラブルも起きており、こうした問題を解決するためには、現代の社会経済活動やライフスタイルを見直していくことが大切です。

このため市民一人ひとりが環境への理解と認識を深めることができるよう、環境教育・環境学習を通じて人材育成やネットワークづくりに取り組む必要があります。

本市では第2次徳島市環境基本計画や第2次徳島市地球温暖化対策推進計画等に基づき、多様化する環境問題に対して総合的、計画的に取組を進めています。

◆本施策で目指すまちの姿

市域全体で自主的な環境保全活動が促進されており、温室効果ガスの排出が抑制されるとともに、人と自然が共生することのできる健全で恵み豊かな自然環境・生活環境が保全され、さらに創造されています。

◆取組方針

○ 環境保全施策の総合的な推進

第2次徳島市環境基本計画や第2次徳島市地球温暖化対策推進計画等に掲げた取組や目標を確実に実行し、本市の環境施策について総合的、計画的に取組を進めていきます。また、市域の水質や大気などの環境保全に向けて環境監視を行うほか、工場・事業所への立入調査などによる規制・指導の充実を図ります。

○ 地球温暖化対策の推進

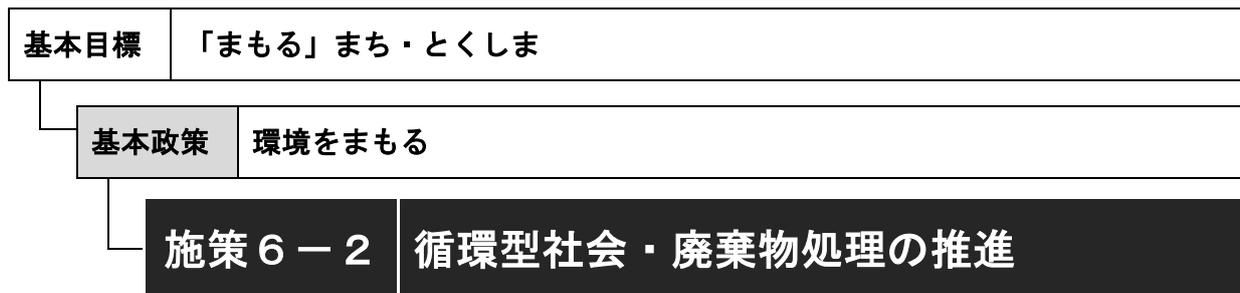
第2次徳島市地球温暖化対策推進計画で定めた目標値（平成32年の総排出量を200.8万トンにする）の達成を目指し、適切な情報の提供や普及啓発活動を通じて市民・事業者の省エネ行動の定着を図るほか、省エネ機器や再生可能エネルギーの利用を促進します。さらに、国が掲げる「2050年までに80%削減」の目標を踏まえ、長期的・計画的な視点を持って対策を進め、温室効果ガスの排出が少ない低炭素型のまちづくりを推進します。

○ 市民による環境問題への取組に対する支援

環境問題に関する情報発信や環境学習の場を提供するほか、市民の自主的な環境保全活動が連鎖的に広がるよう人材育成や活動支援に努めます。また、市民・事業者・行政がそれぞれの立場に応じて連携して取り組める仕組みづくりを推進します。

◆成果指標

| 指標 | 現状値 (H28) | 目標値 (H38) |
|-------------------|-------------------|-------------------|
| 環境基準の達成状況 | おおむね 達成 | おおむね 達成 |
| 市域からの温室効果ガス総排出量 | 278.0万トン (H25) | 200.8万トン (H32) |
| 出前環境教室参加人数 | 1,200人 | 1,500人 |
| 自然が豊かであると感ずる市民の割合 | 77% | 87%以上 |



◆社会情勢の変化

循環型社会形成推進基本法の見直しが行われ、平成 20 年の第二次循環基本計画では、低炭素社会・自然共生社会への取組との統合を図るとともに、地域の資源に応じた取組を進める観点から地域循環圏を構築していくことが示されました。

平成 25 年の第三次循環基本計画では、それまで推進していた廃棄物の量に着目した施策に加え、資源利用の質にも着目し、①リサイクルに比べ取組が遅れているリデュース・リユースの取組強化、②有用金属の回収、③安心・安全の取組強化、④ 3 R 国際協力の推進などが新たな政策の柱とされました。

平成 24 年に小型家電に含まれる有用金属を有効活用し、適正に処理するために「小型家電リサイクル法」が策定されました。

◆本市の現状と課題

資源物の回収量は、一時回復したものの資源ごみ回収団体の活動の推進等、事業の強化を図る必要があります。また、家庭ごみ・事業系ごみの減量化のため、電気式生ごみ処理機や事業系大型生ごみ処理機の購入補助を行っていますが、補助基数は減少しています。

最終処分については、平成 19 年度から徳島東部処分場で埋立処分していますが、処分量は減少傾向にあるものの、経費は高い水準で推移しています。

ごみ処理施設の老朽化が懸念される中、新たな一般廃棄物中間処理施設の広域整備について周辺市町との広域整備に向けた協議を行っています。

◆本施策で目指すまちの姿

リデュース（廃棄物の発生・排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）の意識が浸透し、廃棄物の少ない、循環型社会が実現しています。また、新たな一般廃棄物中間処理施設の整備が進み、廃棄物を適正に処理する環境が整っています。

◆取組方針

○ **ごみの発生・排出抑制の推進**

市民や事業者と協働して、ごみ発生・排出抑制の施策に取り組むとともに、環境教育・普及活動を推進します。

○ **再資源化の推進**

資源ごみの拠点回収や回収団体への支援のほか、様々な資源回収の取組を推進することにより、再生品の利用・普及を促進します。

○ **ごみ処理施設の整備**

新たな一般廃棄物中間処理施設整備については、周辺自治体との広域整備に向けて取り組めます。

◆成果指標

| 指標 | 現状値 (H28) | 目標値 (H38) |
|-----------------|------------------|--------------|
| 市民一人一日当たりのごみ排出量 | 1,085 g (H27) | 検討中 |
| リサイクル率 | 14.7% (H27) | 検討中 |

※目標値については現在策定作業を進めている「徳島市一般廃棄物処理基本計画」の中で設定します。

| | |
|--------|--------------|
| 基本目標 | 「まもる」まち・とくしま |
| 基本政策 | 環境をまもる |
| 施策 6-3 | 生活環境の向上 |

◆社会情勢の変化

不法投棄については、「廃棄物処理法」の改正による規制強化や未然防止・拡大防止などの様々な施策により減少傾向にあります。いまだ不法投棄事案の撲滅には至っていません。

ごみの不法投棄や不適正排出等は、交通妨害や景観を損ねることにもなるため、不法投棄をしないよう様々な啓発活動等を展開する必要があります。

狂犬病については、狂犬病予防法により、犬の登録及び年1回の狂犬病ワクチンの予防接種の義務付けなどにより、国内では昭和32年以降発生していませんが、近年、危機意識の低下による予防接種率の低下が懸念されています。

また、近年、野良犬・猫により、近隣への迷惑や危害等の被害が発生したり、野良猫にエサを与えることなどによる地域トラブルが社会問題になっています。そのため、狂犬病予防、動物愛護等の観点から、不妊去勢手術を奨励し、不用犬・猫の減少を図ることが必要となっています。

◆本市の現状と課題

ごみの不法投棄対策として、パトロールの実施、不法投棄防止看板の設置、常習となっている集積場所の廃止とその周知のための看板設置等を行い、啓発を図るとともに地元住人に協力要請を行っていますが、ごみの不法投棄は後を絶たないのが現状です。

今後、環境美化への意識が一層高まれば、不法投棄ごみの減少も期待できます。

狂犬病予防対策としては、狂犬病予防法に基づき、犬の登録、予防接種を実施していますが、今も未登録犬や野犬が存在する状況です。なお、野犬対策については、県において対応しています。

また、平成4年度から犬猫の不妊去勢手術を実施し、飼育される見込みのない不幸な犬・猫の減少を図っています。

◆本施策で目指すまちの姿

市民が環境美化意識を身に付け、不法投棄やポイ捨てがない、清潔で美しい生活環境を保持しています。

◆取組方針

○ 不法投棄の防止

不法投棄の減少に向けて巡回パトロール等を実施するとともに、様々な啓発活動を展開します。

○ 美化運動の推進

市民・事業者・行政が一体となって、地域清掃などの美化活動や美化意識に関する啓発活動を展開します。

○ 狂犬病予防対策の推進

飼い主の意識啓発に取り組むとともに、県獣医師会との連携を図りながら、狂犬病予防接種率の向上を目指します。

◆成果指標

| 指標 | 現状値 (H28) | 目標値 (H38) |
|----------|----------------|--------------|
| 不法投棄通報件数 | 201 件 (H27) | 検討中 |

※目標値については現在策定作業を進めている「徳島市一般廃棄物処理基本計画」の中で設定します。

| | |
|--------|--------------|
| 基本目標 | 「まもる」まち・とくしま |
| 基本政策 | 環境をまもる |
| 施策 6-4 | 下水道の整備 |

◆社会情勢の変化

平成 26 年に、人口減少・高齢化の進行、大規模災害の発生リスクの増大等の社会経済情勢の変化を踏まえ、持続的発展が可能な社会の構築に貢献する等の下水道の使命を実現するための新下水道ビジョンが策定されました。

平成 27 年に下水道法が改正され、下水道の維持修繕基準が創設されたほか、再生可能エネルギーの活用を促進すること等が定められました。

また、下水道事業について平成 31 年度末までに公営企業会計に移行するよう要請が行われています。

◆本市の現状と課題

本市では、全国的にも低い下水道普及率の向上に向け、公共下水道の整備を優先してきましたが、昨今の度重なる想定以上の降雨により、浸水対策が急務になっています。

しかしながら、雨水管渠及び雨水ポンプ場の建設には多額の費用を要するため、新たな下水道整備区域の事業着手や長寿命化対策への投資を考慮すると、当面の間は多くを実施することが困難です。

インフラの老朽化、人口減少に伴う料金収入の減少等の課題に対し、中長期的な視野に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組む必要があります。

高齢化世帯の増加に伴い、町内会単位で参加している排水路の一斉清掃も町内会を構成している世帯の高齢化を理由に参加を辞退する町内会が出ています。

◆本施策で目指すまちの姿

生活排水等の適切な処理がなされ、豊かな自然環境にあふれ、衛生的な生活環境が提供されています。また、多発する集中豪雨等への治水対策ができています。

◆取組方針

○ 汚水処理施設等の整備

下水管の整備や合併浄化槽の整備を推進します。

汚水処理については、遅れている関係事業への重点化を進めるとともに、必要な施設整備を進めていきます。

老朽化が進む既存施設については、長寿命化対策を実施し延命を図りながら、新たな施設の整備を検討、推進します。

○ 雨水対策の推進

雨水対策については、過去の浸水実績等から計画的な施設整備を進めるほか、引き続き施設の適正な管理・運営を行います。

○ 河川水路の保全

高齢化等により、排水路の一斉清掃など地域における保全活動が困難化するなか、今後の環境整備のあり方について検討します。

○ 効率的な事業経営

下水道事業は、地方公営企業として機動性や経営の自由度の向上を図るとともに、上水道事業との統合により、上下一体のサービス向上を図ります。

◆成果指標

| 指標 | 現状値 (H28) | 目標値 (H38) |
|-----------------|--------------|--------------|
| 汚水処理人口普及率 | 73.7% | 90% |
| 下水道による都市浸水対策達成率 | 71.0% | 74% |

| | |
|--------|--------------|
| 基本目標 | 「おどる」まち・とくしま |
| 基本政策 | まちがおどる |
| 施策 7-1 | 都市ブランドの創出 |

◆社会情勢の変化

人口減少を克服し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、東京一極集中の是正に取り組んでいます。現在も地方から東京圏への人口流出に歯止めがかからず、中でも若者の流出が目立っています。

また、高齢化については、平成 27 年度には総人口の 26%、およそ 4 人に 1 人が 65 歳以上となっており、特に地方における高齢化が進んでいます。このような状況の中で、魅力的な都市ブランドを構築することで、地域の活性化や定住人口の増加につなげる取組が全国各地で行われています。

◆本市の現状と課題

本市においても、少子高齢化・人口減少や、中心市街地の空洞化が進行しており、地域経済の停滞や雇用の場が縮小するなど地域の活力が低下しています。

一方、本市には、阿波おどりをはじめ、多くの地域資源が存在しますが、それが十分に認識されていない状況であり、これらの魅力を統一的、戦略的に情報発信することで、本市のブランドイメージを向上することを目的として、イメージアップキャラクター「トクシィ」を積極的に活用した PR 活動や、LED の光や水環境、歴史・文化など本市の特性を生かした魅力づくりを一体的に推進する「シティプロモーション事業」に取り組んできました。

また、ふるさと応援寄附金（ふるさと納税）制度を活用した、特産品等の PR にも取り組んでいます。

今後、更に都市のブランドイメージを高めるために、行政だけでなく民間事業者など様々な事業主体と連携・協力し、都市の個性や強みを最大限に生かした、戦略的な魅力発信に取り組むことが重要です。

◆本施策で目指すまちの姿

本市の特徴を生かしたまちの魅力が「とくしまブランド」として定着し、拠点都市として存在感のある海外からも注目される都市となり、市民のまちに対する愛着や誇りが向上し、多くの人々が徳島市に住みたい、住み続けたいと思っています。

◆取組方針

○ 本市ならではの魅力の発掘

「とくしまブランド」の認知度を向上させるために、明媚な水辺空間やLEDを活用した光環境整備など、本市ならではの地域固有の魅力を発掘し「水都・とくしま」の「ここにしかない物語」を明確にします。

○ まちに対する市民の愛着や誇りの向上

様々なメディアを通じて、市民との情報共有を促進するとともに、市民と行政が連携して、まちの魅力を発掘、発信することで、市民一人ひとりの地域への愛着や誇り（シビックプライド）を向上します。

○ 拠点都市としての求心力の向上

本市ならではの魅力や都市の機能をより一層向上し、人々の交流や活動の拠点として、全国から注目される都市となることで、都市のブランドイメージを構築します。

○ 戦略的な情報発信

全国の本市にゆかりのある人々や、本市の魅力に興味を持つ人など、明確なターゲットを設定し、世界も視野に入れた戦略的な情報発信に取り組みます。

◆成果指標

| 指標 | 現状値 (H28) | 目標値 (H38) |
|----------------------|--------------------|--------------|
| 「地域ブランド調査」の魅力度における順位 | 143位 | 100位以内 |
| 徳島市に住み続けたいと思う市民の割合 | 77% (H27) | 87%以上 |
| ふるさと納税の寄附金額 | 0.6億円 (見込み) | 10億円 |
| シティプロモーション関連施設への来場者数 | 約560,000人 (H27) | 660,000人 |

| | |
|--------|--------------|
| 基本目標 | 「おどる」まち・とくしま |
| 基本政策 | まちがおどる |
| 施策 7-2 | 計画的な都市づくりの推進 |

◆社会情勢の変化

平成 26 年 8 月に改正都市再生特別措置法が施行され「コンパクトシティプラスネットワーク」をコンセプトとし、都市機能の集約立地と公共交通網を結びつけることで人口の分散を防止し、生活サービスの維持、都市の低エネルギー化とともに持続可能な都市経営基盤を構築しようとする立地適正化計画の策定が位置付けられました。

公営バス事業については、自動車依存などによる利用者数の減少が続いており、厳しい経営環境を背景に全国的に事業の廃止が相次いでいます。

高速道路網の整備については、平成 27 年 3 月に神戸淡路鳴門自動車道と徳島自動車道が四国横断自動車道によって結ばれ、現在は（仮称）徳島東 I C までの整備とともに、国による（仮称）阿南 I C へと続く、高速道路の整備が進められています。

◆本市の現状と課題

本市の人口は、約 8 割が市街化区域に居住していますが、この割合は徐々に下がっています。特に中心市街地の人口減少も顕著となり、いわゆる人口のドーナツ化現象が進んでいます。商業機能についても、中心市街地の地位の低下が続いています。

そのため、中心市街地における定住人口、交流人口の増加に向け、都市機能を集約した集約型都市構造の構築が課題となっており、鉄道高架事業に伴う徳島駅周辺部のまちづくり計画や新町西地区市街地再開発事業などの取組について早急に見直しを行い、中心市街地の活性化に向けて新たな事業を推進する必要があります。

◆本施策で目指すまちの姿

中心市街地では、集約された都市機能と、眉山や河川網による自然環境とが調和し、にぎわいにあふれた「歩いて暮らせる、歩いて楽しめる」都市空間がつくられ、交流人口と定住人口が共に増加し、人々の活気で溢れています。また、周辺住宅地においては、中心市街地と便利で利用しやすい公共交通網で結ばれ、都市機能との連絡性が十分に確保されるとともに、それぞれの地域において、充実した生活サービスを楽しむことができます。さらに、郊外の田園集落地域においては、自然環境が守られ、集落と農地が調和を持って共存しています。

◆取組方針

次の項目は、全て関連したものであり、総合的かつ戦略的に取り組みます。

○ 中心市街地の活性化

都市の求心力を高め、多彩でにぎやかな中心市街地の構築に向け、新町西地区市街地再開発事業に代わる新たな再生とにぎわいづくりのための方策、徳島駅周辺部の鉄道高架事業の推進に向けた徳島駅周辺の活性化の方策など、シンボルゾーン、ひょうたん島周辺を含む本市中心市街地の活性化策の取りまとめを早急に進めます。

○ 集約型都市構造の構築

集約型都市構造の構築に向け、安心して快適、そして便利な中心市街地づくりに向けた都市機能、居住機能の集約誘導や、川の駅ネットワークを活用し、路線バスを中心とした公共交通ネットワークの充実を図ります。

○ 周辺部の拠点施設とのネットワークづくり

周辺部に立地する大規模商業施設などの拠点施設と中心市街地との連絡機能を強化することにより、中心市街地の交流人口の増につなげます。

○ 地域公共交通の整備

市バス路線網の維持・確保・改善を図るとともに、コミュニティバス等の導入などにより、持続可能で均衡のとれた路線バスを中心とする地域公共交通ネットワークを再構築します。

◆成果指標

| 指標 | | 現状値 (H28) | 目標値 (H38) |
|---|----|-------------------|--------------|
| 新町、内町地区の住民基本台帳人口の年間増減率 (9/1 基準) | | 0.28%の 減少 | 増加に転じる |
| 中心市街地の通行量（歩行者） (中心商店街通行量調査 17 地点通行量) | 休日 | 19,748 人 (H27) | 増加に転じる |
| | 平日 | 17,759 人 (H27) | 増加に転じる |
| 市バスの1日平均乗車人員 (交通局路線・市委託路線) | | 10,659 人 (H26) | 増加に転じる |
| 四国横断自動車道鳴門 JCT～(仮称)阿南 IC 間の整備率 | | 32% | 55% |

| | |
|--------|--------------|
| 基本目標 | 「おどる」まち・とくしま |
| 基本政策 | まちがおどる |
| 施策 7-3 | 観光・交流の促進 |

◆社会情勢の変化

旅行形態が団体旅行から個人や少人数グループが中心に変化しつつあり、また、見る観光から体験型観光が人気を集めるようになってきているなど、旅行に対するニーズが多様化していることや、旅行に参加する年齢層や、急速に普及したスマートフォンによる観光情報の提供・入手方法が広がるなどの変化が起きています。

また、全国的に高速交通網の整備が進み、移動範囲が広がっている反面、短期間・日帰り観光の増加に伴い、一部の都市等では宿泊客が伸び悩んでいます。また近年、急速に増加している外国人旅行者への対応も急務となっています。

◆本市の現状と課題

阿波おどり会館を拠点として、眉山、新町川等の自然を生かしつつ、本市及び周辺11市町村が連携した観光地づくりに取り組んでいます。観光ニーズの多様化への対応や観光資源の更なる磨き上げを行うとともに、国内・海外への観光情報の発信力を高めていく必要があります。

また、訪日外国人旅行者に対するソフト・ハード両面での受け入れ体制を向上させる必要があります。

◆本施策で目指すまちの姿

阿波おどりのほか、眉山や新町川等の豊かな自然に加え、温かいもてなしの心など、徳島市の魅力が多くの人に知られ、外国人も含め、多くの観光客が訪れています。

◆取組方針

○ 阿波おどりの振興

阿波おどりの更なる振興を図るとともに、阿波おどり会館の魅力向上に向けた取組を行います。

○ おもてなしの心、ホスピタリティの向上

観光客を温かいおもてなしで迎える、受け入れ体制の整備に取り組みます。

○ 魅力ある観光地域づくりの推進

周辺市町村や徳島市観光協会、宿泊業や旅行業などの関連事業者と連携を行い、訪日外国人旅行者や、急速に多様化・変化する旅行者のニーズに対応することができる、観光地域づくりに取り組みます。

また、新たな観光資源の掘り起こしや、眉山や新町川などの既存の観光資源の磨き上げを行うとともに、観光情報の国内・国外への発信に努めます。

○ コンベンションの誘致推進

県観光協会と連携しながら、コンベンションの誘致に努めます。

◆成果指標

| 指標 | 現状値 (H28) | 目標値 (H38) |
|---------------------|-----------------|--------------|
| 観光客入り込み数 | 214 万人 (H27) | 230 万人 |
| 阿波おどり会館・ロープウェイの利用者数 | 32 万人 (H27) | 34 万人 |
| 宿泊者数 | 63 万人 (H27) | 65 万人 |

| | |
|--------|--------------|
| 基本目標 | 「おどる」まち・とくしま |
| 基本政策 | まちがおどる |
| 施策 7-4 | 文化財の保存と活用 |

◆社会情勢の変化

長い歴史に培われた様々な文化財の中には、都市化の進展、生活様式の変化などにより、必ずしもその価値が認識されず、文化財の特性を十分に引き出せていないものがあります。

現在、個性あるまちづくりが課題となる中で、地域の特質を確保し維持するものとして、文化財や歴史文化の価値が再認識されています。

こうしたなか、平成 24 年に「歴史文化基本構想策定技術指針」が取りまとめられ、各自治体が文化財保護のマスタープランとして「歴史文化基本構想」を策定し、文化財の保存・活用の推進、歴史文化遺産を活かした魅力あるまちづくりを進展させる独自の取組を行うことが期待されています。

◆本市の現状と課題

本市では、類型化された文化財指定・登録を推進するとともに、文化財の保存と活用を図るための基本方針を示した個別計画に基づき、文化財の保存と活用を進めています。

近年の文化財に期待される役割の多様化に対応し、今後、文化財を単体として保存・活用するのではなく、指定の有無に関わらず、個々の文化財の価値や性質を十分に踏まえ、一定のテーマのもとに文化財をその環境を含めて総合的に捉えるとともに、文化財に対する人々の親しみを深め、まちづくりとも連携し、社会全体で文化財を保存・活用するための施策を一貫性をもって進める必要があります。

◆本施策で目指すまちの姿

魅力的なテーマやストーリーが設定された、さまざまな時代の特色ある文化財の魅力を活かしたまちづくりが進み、多くの市民や来訪者が歴史文化を身近に楽しんでいます。

◆取組方針

○ 史跡・文化財建造物の保存と活用

史跡徳島藩主蜂須賀家墓所、史跡徳島城跡、史跡渋野丸山古墳、重要文化財三河家住宅の計画的な保存と活用を推進します。

○ 歴史文化基本構想の策定

本市の歴史や文化、風土の特性を踏まえた方針のもと、文化財を長期的かつ計画的に保存・活用していくための「歴史文化基本構想」を策定します。

「歴史文化基本構想」においては、関連文化財群としてパッケージ化した文化財を「面」として一体的に保存・活用、発信する新たな文化財保護施策を展開するとともに、これまで個別に行ってきた文化財保護施策の一体的な取組を推進し、文化財の多様な価値や、地域住民と地域の歴史文化との関わりを明らかにし、更に充実した保存・活用事業として再構築します。

○ 文化財を活かしたまちづくりの推進

地域の歴史や文化を特徴づける複数のテーマやストーリーを設定し、文化財としての本質的価値を尊重した上で、まちづくり関連施策との整合を図りながら保存整備・活用します。

◆成果指標

| 指標 | 現状値 (H28) | 目標値 (H38) |
|---------------------------|--------------|--------------|
| 文化財を活かしたまちづくりの取組件数 | 0件 | 5件 |
| 地域の歴史や伝統が継承されていると感じる市民の割合 | 45% | 55%以上 |

| | |
|--------|--------------|
| 基本目標 | 「おどる」まち・とくしま |
| 基本政策 | まちがおどる |
| 施策 7-5 | やさしい都市空間の整備 |

◆社会情勢の変化

地球温暖化や都市のヒートアイランド現象等の環境問題がクローズアップされています。その対策として、豊かな自然の緑をはじめ公共施設や民間で行う緑化による環境保全を図るとともに、その普及に向けての意識啓発が求められています。そのほかに、都市公園は、地域コミュニティ、自主防災組織の初期防災活動の拠点などとしても注目されています。

景観法に基づく景観計画を策定した自治体数は、着実に増加しており、その地域の特色や資源を生かした景観まちづくりへの意識の浸透が図られています。また、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）が制定、施行され、バリアフリーに対する取組、意識の醸成が図られています。

◆本市の現状と課題

市民一人当たりの公園敷地の面積は、徳島市都市公園条例の標準値をほぼ達成しています。公園遊具安全点検により事故を未然に防ぎ、事故はありません。

緑の拠点施設であるとくしま植物園では、市民参加型の催しを実施し、緑化を再認識してもらっています。屋外でのイベントは、入場者数が天候に左右されることもありますが好評を得ています。

緑に関する市民の関心が高まっており、緑化に関する相談件数は増加傾向にあります。

緑化推進のための情報提供、普及、啓発については、徐々に市民に浸透しつつありますが、個々のイベントのみの普及啓発には限界があり、多くの市民、民間事業者も含め、連携した事業展開を図ることが必要です。

ひょうたん島の護岸整備未整備区間について検討を行うこととしていますが、整備着工には至っていません。

吉野川や新町川、眉山や城山などの豊かな水と緑に調和した本市特有の景観の保全と魅力ある景観の創出が求められています。

障害の有無、年齢、性別、言語などにかかわらず、全ての人が安全に安心して暮らすことができるユニバーサルデザインによるまちづくりが求められています。

◆本施策で目指すまちの姿

個性的で豊かな緑に恵まれた環境が継承され、市民が憩い安らぐことができる緑の拠点が充実した「水都とくしま」らしい個性と魅力にあふれたまちが整備されています。また、全ての人が安全に安心して暮らすことができるユニバーサルデザインによる都市の形成が進んでいます。

◆取組方針

○ 緑化に関する意識啓発

緑に対する愛護心や美化意識をはじめ、緑化意識を図るパークアドプト事業、緑の街づくり事業等の取組を継続するとともに、リサイクルを推進し循環型社会へ貢献します。

○ 緑の拠点の充実

公園、緑地、街路樹などの緑の拠点の充実には、都市施設としての整備のみならず、他の公共施設の整備や民間事業者などに積極的な連携、協力を求めています。

○ 公園施設の管理

管理計画や整備計画を活用し、公園施設の安心・安全を確保します。

○ 親水空間の整備

水と親しみ、ふれあい、憩いの場としての空間整備は、市民の多様なニーズや社会情勢の変化に対応しながら継続していきます。

○ 良好な景観の形成

徳島市景観計画及び徳島市景観まちづくり条例に基づき、景観誘導を図ります。

○ ユニバーサルデザインの推進

公共施設へのユニバーサルデザインの導入を進めるとともに、民間施設についてもユニバーサルデザインの導入を誘導します。

◆成果指標

| 指標 | 現状値 (H28) | 目標値 (H38) |
|---------------------------|--------------|---------------------|
| まちなかに緑や水辺が豊富であると感じる市民の割合 | 70% | 80%以上 |
| 街並みと自然が調和していると感じる市民の割合 | 未計測 | H29 調査値比 10%以上向上 |
| パークアドプト事業と緑の街づくり事業への参加団体数 | 69 団体 | 75 団体 |
| 施設整備完了した街区公園数 | 5 公園 | 98 公園 |
| ユニバーサルデザイン整備基準への適合件数（累計） | 30 件 | 65 件 |

| | |
|----------|--------------|
| 基本目標 | 「おどる」まち・とくしま |
| 基本政策 | 夢がおどる |
| 施策 8 - 1 | 農林水産業の振興 |

◆社会情勢の変化

平成 22 年から「米トレーサビリティ法」により、業者間の取引等の記録作成等が義務付けられました。平成 23 年には、東日本大震災等により、食品ごとの放射性物質の暫定規制値が見直されました。

農家の経営の安定のため、平成 22 年から農業者戸別所得補償制度がモデル事業として先行導入され、平成 24 年からは経営所得安定対策として実施されています。

青年就農者を増加させるため、平成 24 年から青年就農給付金制度が創設されました。

平成 25 年に農地の集積と耕作放棄地対策を推進する「農地中間管理機構関連法」が成立しました。

国は、強い農林水産業と美しく活力ある農山漁村の実現に向け、平成 25 年に農林水産業・地域の活力創造プランを策定し、平成 27 年には、食料・農業・農村基本計画を策定しました。

環太平洋パートナーシップ（TPP）協定についての対応が課題となっています。

◆本市の現状と課題

本市農業は、園芸作物を中心に多品目の農産物を生産しており、京阪神地域を中心とした生鮮食料供給地として発展してきましたが、グローバル化の進展や産地間競争の激化、農産物の価格低迷、農業者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加など、農業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

また、近年はイノシシを中心とする農作物の被害が増加しており、住宅地にまで被害が及ぶなど、その対策についても課題となっています。

一方、水産業については、沿岸の底びき網漁や内水面でのすじ青のり等藻類養殖業が盛んですが、担い手不足、経営者の高齢化などが課題となっています。

そのほか、輸入農畜産物の残留農薬問題や産地偽装などを契機に、消費者の食の安全性に対する関心が高まっています。

◆本施策で目指すまちの姿

充実した農業基盤のもと、徳島がはぐくみ育てた新鮮で安全な農林水産物を、市民のみなさんに安心して味わっていただく地産地消が進んでいます。また、農林水産物のブランド化が進み、多様な担い手による高付加価値で優れた農業経営が行われ、農林水産物等販売金額が向上しています。

◆取組方針

○ 担い手の支援

認定農業者をはじめ、集落営農、農業法人、女性農業者など多様な担い手を支援します。また、新規就農者の育成・定着に向けた取組を進めます。

○ 農林水産物のブランド化等の推進

生産者の所得向上のため、農林水産物のブランド化、販路拡大はもとより、6次産業化にも取り組み、新技術の導入や情報化を推進します。

○ 地産地消の推進

とくしまIPPIN店の拡大、地域特産物を活用した直売所等の充実に努めます。

○ 食の安全・安心に向けた取組

食の安全・安心と消費者の信頼を確保するため、環境保全型農業の推進に取り組むとともに、市民が農業とふれあう機会や生産者と消費者の交流の場づくりを積極的に推進し、農業が担う多様な役割について広く市民の理解・支援を得られるように努めます。

○ 鳥獣被害の防止

鳥獣被害の現状を踏まえ、効果的な被害防止施策に取り組みます。

○ 農業の基盤整備

農地施設の基盤整備を行い、農業の振興に努めます。

◆成果指標

| 指標 | 現状値 (H28) | 目標値 (H38) |
|------------------------|----------------|--------------|
| 認定農業者数（個人及び法人の合計） | 171 経営体 | 200 経営体 |
| 農産物等販売金額（JA出荷分） | 88 億円 (H27) | 90 億円 |
| 農地施設（農業用排水路・農道）の年間整備延長 | 1,500m | 1,500m |
| 鳥獣侵入防止柵の設置延長（累計） | 59.8 km | 75 km |

| | |
|--------|--------------|
| 基本目標 | 「おどる」まち・とくしま |
| 基本政策 | 夢がおどる |
| 施策 8-2 | 地域産業の振興 |

◆社会情勢の変化

我が国の経済は持ち直しに転じ、大企業の収益増大、雇用拡大に繋がるなど一定の回復傾向が見られる一方、地方においては、その恩恵を十分に受けることができず、地域産業が停滞し、地域経済が活力を失うなど厳しい状況が続いています。

経営基盤が脆弱な中小企業は人的・経営的に困難な状況下にある企業が多く見られます。

一方、平成 23 年の東日本大震災以降、津波対策として、企業は臨海部から内陸部へ移転を検討し始めており、徳島県の開発審査会への付議基準が改正され、防災・減災対策を目的に市街化調整区域内における土地利用の規制が緩和されました。また、企業の本社機能を地方に移した場合の税制で優遇する改正地域再生法が成立し、東京一極集中の緩和に向けた動きが始まっています。

また、平成 26 年 1 月に産業競争力強化法が施行され、市区町村が民間事業者と連携し、地域の創業を促進させる支援を行っています。

◆本市の現状と課題

本市では「化学工業」の産業全体に占める割合が大きく、「化学工業」に左右される経済構造となっているため「化学工業」に続く、「コア」となる産業の育成が重要です。

地域経済の担い手である工業・地域産業を取り巻く環境は厳しく、市内の事業所数は減少しており「化学工業」以外のほとんどの産業において製造品出荷額が減少傾向にあります。

地域間競争が激化する中で、伝統的に集積のある産業や市場の伸びが期待できる産業を支援することで地域経済の底上げを図る必要があります。

中小・零細企業の多くが資金・人材・情報・技術等の経営基盤が脆弱であり、外的な環境変化への対応に困難さを抱えています。

徳島市の廃業率は全国平均と変わりませんが、開業率は全国平均を下回っているため、創業を促進する必要があります。

人口減少による生産年齢人口の減少が、地域産業、地域経済の衰退に繋がっており、従業員の高齢化や人材確保難等の影響が懸念されます。

◆本施策で目指すまちの姿

地域資源を活用した商品について、徳島独自の産地イメージ、知名度・認知度が高まり、魅力ある「とくしまブランド」が創出されるなどにより、製造業の出荷額が向上しています。また、本市経済を牽引する活力のある産業が育成されるとともに、地域の新たな需要が創造され、雇用の創出が図られています。さらに、企業の人材力が強化され、経営安定化と経営基盤の強化が図られています。

◆取組方針

○ 意欲的な事業者に対する支援

地域社会に根づいた意欲ある事業者が、新たな成長を生みだせるよう、事業者の経営革新や事業拡大、販路拡大を支援します。

○ 地域ブランド化の支援

商品の付加価値の向上を図るため、地域資源を活用した新商品開発やブランド化に取り組んでいる企業や教育機関を含む組織団体等を支援します。

○ 企業誘致の促進

高速道路の延伸等の好機を捉え県との連携を図りながら、企業への優遇措置の拡大等により企業誘致を促進します。

○ 産業人材の育成

産業を支える人々がより高度な産業人へと成長することにより、持続的に産業の発展を牽引する役割を果たせるよう、人材の育成を図ります。

○ 創業の促進

創業支援事業者との連携を深め、創業前後の支援を充実させることにより新規創業を促進します。

◆成果指標

| 指標 | 現状値 (H28) | 目標値 (H38) |
|----------------------|------------------|-------------------|
| 市内製造業事業所数（従業員4人以上） | 347事業所 (H26) | 350事業所 |
| 市内製造品出荷額（従業員4人以上） | 5,322億円 (H26) | 6,300億円 |
| 創業支援者のうちの創業者数（累計） | 52人 (H26～H27) | 350人 (H28～H37) |
| 10年間における企業等の誘致件数（累計） | 29件 (H18～H27) | 30件 (H28～H37) |

| | |
|--------|--------------|
| 基本目標 | 「おどる」まち・とくしま |
| 基本政策 | 夢がおどる |
| 施策 8-3 | 商業・サービス業の振興 |

◆社会情勢の変化

消費者の嗜好の多様化、インターネット通販等の浸透による生活様式の変化などにより、消費者の従来の商業地離れの状況が見られるとともに、人口減少による市場の縮小や郊外型大型店舗の出店等により中心市街地が空洞化し、地域の商業地が衰退しています。

卸売市場に関しては、産地と大型小売店の直取引や、産地直売所の隆盛、インターネット取引の増加など、流通経路も大きく変化し、市場本来の機能に加え、品質管理の徹底と多様な品質基準への対応、配送機能の強化、さらに加工機能の充実など、市場施設等の機能向上が求められています。

◆本市の現状と課題

本市においても、人口減少による市場の縮小や高齢化の進行等による社会情勢の変化が起こっているほか、周辺地域への大規模店舗の進出に伴い、消費者の従来の商業地離れが加速しており、消費の流出に歯止めをかける対策が必要です。

また、市が運営する施設に関して、中央卸売市場においては、取扱数量の減少に伴い、経営面では厳しい状況であり、施設面においても開設後 44 年が経過した施設の充実や老朽化対策、耐震化等の施設整備が必要となっています。

食肉センターにおいては、と畜頭数の減少による収益の悪化や施設の老朽化に伴う改修費用の増加などが課題となっています。

また、国際的な衛生管理の手法である HACCP（ハサップ）の導入も新たな課題となっています。

◆本施策で目指すまちの姿

中心市街地を中心として、地域の消費者に支持される商業機能やコミュニティ機能を取り戻し、商品販売額が向上しています。また、中央卸売市場及び食肉センターにおいては、充実した設備と健全な経営環境のもと安全・安心な生鮮食料品及び食肉を安定的に供給しています。

◆取組方針

○ 魅力的な商業地の形成

地域のニーズに応じた商業・サービス業の集積を図るとともに、地域商業団体等の行う取組を支援することで、商店街や個店それぞれの魅力を生かした商業地の形成を行います。

○ 中央卸売市場の整備

中央卸売市場においては、施設整備を推進し、市場施設の耐震化及び市場機能の充実を図ります。

○ 食肉センターの整備

県及び業界と十分な連携を図り、県域での食肉処理施設の再編と効率的な施設運営の仕組みづくりを目指します。また、ハラル認証やHACCP（ハサップ）など国際化に対応するための施設整備に取り組みます。

◆成果指標

| 指標 | 現状値 (H28) | 目標値 (H38) |
|---------------|--------------------|--------------|
| 小売業事業所数 | 1,773 事業所 (H26) | 1,800 事業所 |
| 年間商品販売額 | 2,322 億円 (H26) | 2,500 億円 |
| 中央卸売市場における取扱量 | 114,973 t (H27) | 118,422 t |

| | |
|--------|--------------|
| 基本目標 | 「おどる」まち・とくしま |
| 基本政策 | 夢がおどる |
| 施策 8-4 | 働く環境づくりの推進 |

◆社会情勢の変化

有効求人倍率は平成 21 年をボトムとして回復傾向にあり、労働環境に一定の改善が見られるものの、従来の終身雇用や年功序列といった日本型の慣行が崩壊しつつある中で、非正規雇用の占める割合が全体の 4 割に達し、賃金、処遇等における格差が生じています。

このような中、非正規雇用者の正社員化、処遇改善に向けた取組や多様な働き方が選択できる労働環境の改善が求められてきています。

◆本市の現状と課題

本市では少子化の進行や、若者の県外流出による労働力不足が見られます。さらに、非正規雇用が増加するなど、雇用を取り巻く環境は厳しい状況にあり、労働者が安心して、意欲的に働くことのできる魅力的な労働環境の場を創出していくことが求められています。また、女性や高齢者に対する就労支援が今後ますます重要となります。

◆本施策で目指すまちの姿

テレワークなど多様な働き方により、誰もがいきいきと働ける魅力的な職場環境、雇用の場が創出され、仕事と生活の調和が実現し、若者等が地元で就職することを希望しています。

◆取組方針

○ 雇用の場の創出

関係機関と連携し、雇用創出効果の高い企業の誘致に取り組みます。

○ 良好な労働環境の確保

育児・介護休業の取得、短時間労働等ワーク・ライフ・バランスの実現や、ライフスタイルに応じた多様な働き方を支援するため、国等の関係機関と連携した取組を促進します。

○ 女性や若者、高齢者、障害者の活躍促進

女性の再就職支援、非正規労働者の正規雇用化を促進するほか、高齢者や障害者が社会で活躍する場の充実に努めます。

◆成果指標

| 指標 | 現状値 (H28) | 目標値 (H38) |
|----------------------|-------------------|-------------------|
| 10年間における企業等の誘致件数（累計） | 30件 (H19～H28) | 30件 (H29～H38) |
| 働く場が充実していると感じる市民の割合 | 26% (H27) | 50%以上 |
| 雇用拡大人数（雇用奨励金適用人数） | 165人 (H19～H28) | 200人 (H29～H38) |

| | |
|---------------|-------------------|
| 基本目標 | 「おどる」まち・とくしま |
| 基本政策 | ひとがおどる |
| 施策 9-1 | 文化・芸術活動の振興 |

◆社会情勢の変化

平成 24 年に、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、日本の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図り、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現等に寄与することを趣旨として、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律が制定されました。

平成 27 年に文化芸術の振興に関する基本的な方針－文化芸術資源で未来をつくる－（第 4 次基本方針）が閣議決定され、我が国が目指す「文化芸術立国」の姿として、「あらゆる人々が全国様々な場で創作活動への参加、鑑賞体験ができる機会の提供」、「2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会を契機とする文化プログラムの全国展開」、「地域の文化芸術の魅力と一体となり国内外へ発信」、「文化芸術関係の新たな雇用や産業を現在よりも大幅に創出」が明示されました。

◆本市の現状と課題

音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、美術、華道、茶道などの多彩な分野において、市民や団体等による主体的な活動が行われています。

市民がこれまで育ててきた徳島市ならではの文化を次世代へと継承させるとともに、新しい文化の創造や文化を通じた交流の拠点となる新たなホール整備など文化振興の環境づくりが求められています。

◆本施策で目指すまちの姿

市民が徳島市の文化に誇りと愛着を持ち、一人ひとりの個性や感性を活かした文化・芸術活動を展開しています。また、新たなホールを拠点とした様々な文化・芸術活動を通じて、次世代の育成や文化の継承が行われ、人と人との交流やネットワークが生まれています。

◆取組方針

○ 文化施設の整備・充実

徳島市らしい文化・芸術活動の振興を図るため、市民の芸術文化の創造拠点となる新たなホールをはじめ市民の文化活動を支援する環境づくりに取り組めます。

○ 文化・芸術の裾野の拡大

学校や企業等と連携した文化・芸術プログラムの実施、市民参加型事業の充実や次世代を担う人材育成のための取組の展開により、文化・芸術活動への興味や関心を向上させ、活動に関わる人の裾野を広げていきます。

また、教育や観光など様々な分野で文化・芸術を生かした取組を推進します。

○ 文化・芸術による交流の創出

市民、各種団体、行政等と連携・協力し、様々な文化・芸術を通じた人と人との交流を生み出します。

◆成果指標

| 指標 | 現状値 (H28) | 目標値 (H38) |
|-------------------------------|-------------------|--------------|
| 文化施設（シビックセンター、ガラススタジオ）の利用者数 | 209,000人 (見込み) | 225,000人 |
| 学校等と連携した文化・芸術プログラム実施回数 | 8回 (見込み) | 24回 |
| 文化活動ボランティア・ワークショップ参加者数 | 延べ500人 (見込み) | 延べ600人 |
| 文化・スポーツに親しめる環境が整っていると感じる市民の割合 | 31% (H27) | 50%以上 |

| | |
|---------------|---------------------------|
| 基本目標 | 「おどる」まち・とくしま |
| 基本政策 | ひとがおどる |
| 施策 9-2 | スポーツ・レクリエーション活動の振興 |

◆社会情勢の変化

子どもの体力・運動能力の低下の改善や、高齢者の心身の健康維持、生きがいづくりとして、スポーツに対する期待が高まっています。

また、社会・経済の成熟化により物質的な豊かさより心の豊かさを求める傾向が高まる中、スポーツには多様化した一人ひとりのライフスタイルに対応し、心の豊かさをもたらすための手段としての役割が求められています。

さらに、人口減少により地域社会の交流や連帯感が希薄化する中、スポーツによる地域社会の活性化や再生にも期待されています。

なお、国は、スポーツ施設を中心とした地域の活性化やまちづくりを推進するため、自治体がスポーツ施設を整備する際のガイドラインの策定を進めているところです。

◆本市の現状と課題

「市民皆スポーツ」を合言葉に、様々なスポーツ、レクリエーション活動に気軽に参加し、楽しんでもらい、健康的な体力づくりの機会充実に努めてきたところ、近年の健康志向の高まりにより、運動やスポーツに親しむ市民が増加しており、スポーツ施設に求めるニーズも多様化しています。

市民一人ひとりが、それぞれの興味や関心、目的、体力に応じたスポーツに親しむことができるよう、多様化するスポーツニーズに対応できる社会体育指導者の養成と資質の向上に努めています。

また、スポーツ施設については、ほとんどの施設が建設後 30 年が経過し、経年による老朽化が進行しているとともに、市民が質の高いスポーツに触れる機会が減少しており、スポーツ施設の充実も必要となっています。

◆本施策で目指すまちの姿

市民のスポーツに対するニーズの多様化に対応できる指導者や地区体育協会・地域スポーツクラブが充実し、市民一人ひとりが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて運動やスポーツに親しむことができます。また、全国規模のスポーツ大会等の質の高いスポーツに触れる機会が充実しています。

◆取組方針

○ 市民主体のスポーツ活動の推進

スポーツ少年団指導者の育成やスポーツ推進委員の研修会の充実、また、学校と地域における子どものスポーツ機会の充実に努めます。

○ スポーツ・レクリエーションに親しむ機会の充実

市主催のスポーツイベントにおいては、運動経験の少ない市民にも、参加しやすい内容のスポーツを検討します。

競技団体や指定管理者の協力を得ながら、全国規模のスポーツ・レクリエーション大会が開催できるように努めます。

○ スポーツ・レクリエーション施設の整備・充実

スポーツ・レクリエーション施設の長寿命化を図るとともに、市民ニーズを把握し、利便性と機能性の向上に努めます。

◆成果指標

| 指標 | 現状値 (H28) | 目標値 (H38) |
|-------------------------------|------------------|--------------|
| 市主催のスポーツイベントへの参加者数 | 16,000人 (見込み) | 18,000人 |
| 体育施設の利用者数 | 155万人 (見込み) | 170万人 |
| 文化・スポーツに親しめる環境が整っていると感じる市民の割合 | 31% (H27) | 50%以上 |

| | |
|--------|--------------|
| 基本目標 | 「おどる」まち・とくしま |
| 基本政策 | ひとがおどる |
| 施策 9-3 | 生涯学習の推進 |

◆社会情勢の変化

モバイル端末の多様化等情報化社会の成熟、国際化、科学技術の高度化等により、人々の学習ニーズが多様化するとともに、新しい知識の重要性が高まっています。

◆本市の現状と課題

少子高齢化が進む現状に即し、市民のニーズを把握し、それに合った生涯学習環境を提供する必要があります。

公民館や徳島城博物館などの社会教育施設を中心に、各種講座を開設するとともに、各地域が推進する学習の支援に努めていますが、生涯学習の場に参加する市民は年々増加しており、更にその体制を拡充する必要があります。

図書館、考古資料館などの社会教育施設について、指定管理者制度を導入し、民間ノウハウを生かした多様化する利用者ニーズへの対応及び運営の効率化を進めました。

◆本施策で目指すまちの姿

市民一人ひとりがその生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができる環境が充実し、徳島市に住めば生涯にわたって学べると感じられており、多くの市民が生涯学習活動を通じて、生きがいをもって心豊かな生活を送っています。

◆取組方針

○ 身近な学習環境の整備

身近な地区公民館や小学校、幼稚園等で地域在住の人材等を講師として活用し学習の機会を提供するとともに、学習推進者となる人的資源の拡充を目指します。

○ 生涯学習機会の充実

中央公民館の市民講座、徳島城博物館のイベント、図書館事業等を充実し、様々な領域やレベルの学習機会を継続的・体系的に提供し、課題を解決する意欲や知識・技能を持った市民を増やします。

また、地域に関する学習機会を盛り込み、地域への愛着心や地域活動への意欲を育みます。

○ 生涯学習活動を支援する体制の整備

社会教育施設間の情報交換等の連携を促進するとともに、市民の生涯学習活動を多面的に支援できる体制を整備します。

◆成果指標

| 指標 | 現状値 (H28) | 目標値 (H38) |
|----------------|----------------------|--------------|
| 主な生涯学習活動への参加者数 | 約 52,000 人 (H27) | 60,000 人 |
| 図書利用（貸出）人数 | 約 270,000 人 (H27) | 300,000 人 |

| | |
|--------|--------------|
| 基本目標 | 「おどる」まち・とくしま |
| 基本政策 | ひとがおどる |
| 施策 9-4 | 地域自治・協働の推進 |

◆社会情勢の変化

平成 23 年度、東日本大震災発生に伴い、地域の減災・防災拠点としてコミュニティセンターと各地域住民による防災への取組の重要性が高まりました。また多くのボランティアの活躍により、防災や節電、クリーンエネルギー等環境に関する NPO 活動への関心が高まっています。

平成 26 年度から取組が開始された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では若者の定住化や地方での人材育成等の方向性が示されました。若者がまちづくりへ主体的に参加する機会が増えることが見込まれると同時に、若者の地方での定住化、また地方での人材育成等が求められています。

◆本市の現状と課題

資金面等で NPO 団体の活動の継続が難しくなっていると同時に、会員の高齢化が進み、団体の継続にも不安を抱えているため、次世代の担い手となる NPO 団体の育成と支援等が課題となっています。

協働事業においては、NPO 団体等と行政の間に温度差があり、建設的な意見交換及び連携を行える環境づくりが必要となっています。

コミュニティセンターは、31 小学校区中 26 小学校区に建設しています。各地域団体が、主にコミュニティセンター等を拠点として、各種事業の実施や、地域と行政との橋渡しを行っています。

少子高齢化や人口減少、価値観やライフスタイルの多様化により、地域住民相互の連帯感や結びつきが希薄化しています。

地域課題の多様化、複雑化により、行政だけではなく、地域で多様な主体が連携し、地域の課題解決に地域で取り組む必要性が高まっています。

◆本施策で目指すまちの姿

NPO団体等の活動が活性化し、市民・行政それぞれの明確な役割分担のもと、協力してより良いまちづくりを行っています。また、地域においては、各小学校区に活動の拠点となるコミュニティセンターが整備され、地域の課題は地域で解決し、地域が自らの責任のもと地域運営（経営）を行い、地域が主体となって持続可能な地域コミュニティが形成されています。

◆取組方針

○ NPOの育成・支援

徳島市市民活力開発センターを通じてNPO団体等と行政との連携調整等を行い、市民ニーズに合った事業を創出するとともに、中間支援機能のノウハウの蓄積と次世代を担うNPO団体の育成・支援を行います。また、行政側の協働意識の浸透・向上に努めます。

○ コミュニティセンターの整備

コミュニティセンターが安全かつ機能的に利用されるよう、計画的な維持・補修を実施します。また、コミュニティセンター未整備地区の解消を図ります。

○ 地域による主体的なまちづくりの推進

住民の地域活動への参加を促すための情報発信や各種活動への支援を行うとともに、コミュニティのリーダーを育成するため研修等を充実させていきます。また、地域と行政が連携し、より良い地域づくりを進めるために必要な仕組みを整えます。

◆成果指標

| 指標 | 現状値 (H28) | 目標値 (H38) |
|--|----------------|--------------|
| NPOとの協働事業数 | 84 事業 (H27) | 114 事業 |
| 市民活動についての相談・対応件数 | 45 件 (H27) | 100 件 |
| 新たな地域自治協働システム構築地域数 | 0 地域 | 10 地域 |
| 町内会などの地域活動や、ボランティアなどの市民活動が盛んであると感じる市民の割合 | 31% (H27) | 50%以上 |

用語解説

A～Z

ALT

Assistant Language Teacher (外国語指導助手) の略で、学校で外国語授業を補助する助手のこと。

COPD

Chronic Obstructive Pulmonary Disease (慢性閉塞性肺疾患) の略で、代表的な慢性呼吸器疾患の一つ。肺泡の破壊や気道炎症が起き、不可逆的に息切れが生じる病気。

DMO

Destination Management Organization の略で、観光庁は、日本版DMOを「地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人」としている。

DV

Domestic Violence の略で、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。

DV防止法

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」のこと。

HACCP

原材料の仕入れから最終製品までの工程ごとに、危害の発生防止につながる特に重要な工程を、継続的に監視・記録する衛生管理の手法。Hazard Analysis and Critical Control Point の略。

ICT

Information and Communication Technology の略で従来から使われている「IT」(情報技術) に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉。

IoT (モノのインターネット)

Internet of Things の略で、様々な「モノ(物)」がインターネットを通じてつながることによって実現する新たなサービス、ビジネスモデル、又はそれを可能とする要素技術の総称。

LAN

Local Area Network の略で限られた範囲内にあるコ

ンピュータや通信機器、情報機器などをケーブルや無線電波などで接続し、相互にデータ通信できるようにしたネットワークのこと。

LED

Light Emitting Diode (発光ダイオード) の略で、電気を流すと発光する半導体の一種。

NPO

Nonprofit Organization 又は Not-for-Profit

Organization の略で、広義では非営利団体のことであり、狭義では、非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う民間組織のことを指す。

PDCAサイクル

企業活動等において業務を継続的に改善していく手法の一つ。Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Act (改善) の4つの頭文字を取ったもの。最後の Act の実施を受け、次のPDCAサイクルの Plan に繋げることで、継続的に業務改善を実施していく。

PTA

Parent Teacher Association の略で学校に在籍する児童生徒等の保護者と教職員で構成される団体。学校単位で組織されたPTAが市区町村単位のPTA連合会を形成する。

0～9

3R

リデュース・リユース・リサイクルの3つの英語の頭文字を表す。リデュースは、使用済みになったものが、なるべくゴミとして廃棄されることが少なくなるように、物を製造・加工・販売すること。リユースは、使用済みになっても、その中でもう一度使えるものはゴミとして廃棄しないで再使用すること。リサイクルは、再使用ができずに又は再使用された後に廃棄されたものでも、再生資源として再生利用すること。

6次産業化

1次(生産)、2次(加工)、3次(販売)を掛け合わせて6次になるという造語であり、農林水産業者が生産だけでなく、1次産品に付加価値を付け、直接消費者に提供するトータル産業を行うこと。

あ行

アドプト事業

市民と行政が協働で進める清掃活動をベースとしたまち美化プログラム。アドプト (adopt) は英語で「～を養子にする」の意味。

新たな地域自治協働システム

地域の課題は地域で解決する、あるいは自分たちの地域は自分たちでつくといい理念のもと、地域住民が主体となって、地域の特性を生かしたまちづくりを推進するためのシステム。

市高レインボウプラン

生徒が自らの将来に向け主体的に進路を考えることを目指したキャリア教育プログラム。

医療保険制度改革関連法案

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案」のこと。

インフラ

道路・通信・公共施設など「産業や生活の基盤となる施設」のこと。

園芸作物

野菜・果樹・花きのこと。

温室効果ガス

二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガスなどがある。人の活動に伴って発生する温室効果ガスの中では二酸化炭素が地球温暖化に及ぼす影響が最も大きい。

か行

開業率

特定の期間において、新規に開設された事業所を年平均にならした数を期首において既に存在していた事業所で除した割合。

街頭犯罪

主に街頭にて発生する犯罪の総称。ひったくり、路上強盗、自動車盗、車上狙い、スリ、落書き、公共物の汚損・破壊等が街頭犯罪に分類される。

(市道の) 改良率

幅員が 4.0m 以上に改良された道路延長の全延長に対する比率。

学童保育

昼間保護者のいない家庭の児童に対し、学校の終了後に指導員が遊びの指導をするなど児童が集団で安心して過ごすことができる場を提供し、その健全な育成を

図るもの。

学校施設長寿命化

改築ではなく長寿命化の改修を実施することにより耐用年数を伸ばし、工事費用の縮減や工期の短縮を行うとともに、廃棄物を減少させて環境負荷を大幅に低減し、限られた予算でより多くの施設の安全性を確保しつつ、機能の向上を図るもの。

合併処理浄化槽 (合併浄化槽)

単独処理浄化槽がトイレの排水だけを処理するのに対し、台所や洗濯、風呂等から流すトイレ以外の生活雑排水も処理するもの。

患者紹介率

市民病院に来院した患者のうち、他の病院から紹介された人数の割合と他の病院へ紹介した人数の割合である。

環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定

アジア太平洋地域において、モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、金融サービス、電子商取引、国有企業の規律など、幅広い分野で 21 世紀型のルールを構築する経済連携協定。

官民協働

行政と民間が同じ目的のために、力を合わせて活動すること。

急性期病床

発症・受傷後間もない患者や病状が不安定な患者に対して、専門の医療従事者が一定期間、集中的な医療を提供するために使用される病院のベッド。

教育の情報化

授業・学習と校務の両面で ICT を積極的に活用し、教育委員会・学校の取組を効果的に支援すること。主体的かつ対話的で深い学びを実現するための授業改善や、個に応じた学習の充実、情報モラルを含む情報活用力の育成、校務の効率化等の取組。

共助

地域コミュニティなど近隣で互いに助けあうこと。

共生社会

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会。

クリーンエネルギー

電気や熱などに変える際、二酸化炭素や窒素酸化物な

どの有害物質を排出しない、又は排出量の少ないエネルギー源のことで太陽光、水力、風力、地熱などがある。

（障害者向け）グループホーム

障害者に対して、主に夜間や休日において、共同生活を営む住居で相談や入浴、食事等の介護などの日常生活上の援助を行うもの。

グローバル化

政治・経済、文化など、様々な側面において、従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われること。

刑法犯少年

刑法犯で警察に検挙された14歳以上20歳未満の少年。交通事故にかかる業務上過失致死傷罪などは含まれない。

健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

権利擁護

自ら自己の権利を十分に行使することのできない、終末期の患者、障害者、認知症の高齢者などの権利を代弁すること。

公営企業会計→（地方）公営企業

地方公共団体が、住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する企業で、一般行政事務に要する経費が権力的に賦課徴収される租税によって賄われるのに対し、公営企業は、提供する財貨又はサービスの対価である料金収入によって維持される。

後期高齢者

高齢者のうち、75歳以上の人のこと。

合計特殊出生率

一人の女性が一生に産む子どもの平均数。

耕作放棄地

過去1年以上耕作されたことがなく、今後数年の間に再び耕作する意思のない農地。

講習予備検査

記憶力や判断力を測定する検査で、検査の結果、「記憶力・判断力が低くなっている」との結果であっても運転免許証の更新はできるが、信号無視等の交通違反を更新の前に行っていた場合又は更新後に行った場合は、専門医の診断を受けるか主治医の診断書を提出することとなる。認知症であると診断された場合には、免許

が取り消される。

公助

行政による支援のこと。

交通安全施設

道路利用者が安全に道路を通行するために設置される施設のこと。道路標識、区画線（ライン）、立体横断施設（横断歩道橋等）、防護柵（ガードレール、ガードパイプ等）、道路照明、視線誘導標、道路反射鏡、視覚障害者誘導用ブロック等が含まれる。

合理的配慮

障害者から社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。

交流人口

通勤、通学及び観光、レジャー等を目的にその地域を訪れる人口

小型家電リサイクル法

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」のこと。

国民健康保険事業の県単位化

制度の安定化のため、市町村が個別に運営していた事業を都道府県が運営に中心的役割を果たすよう役割を見直すもの。都道府県は、統一的な運営方針を示し、財政運営責任を担う。保険料の賦課徴収・保健事業などは引き続き市町村が担う。

固定的役割分担

男性、女性という性別を理由として、「男性は仕事・女性は家庭」等、男性・女性の役割を固定的に決めること。

コミュニティセンター

子どもから高齢者まで暮らしと文化を中心に趣味、娯楽、各種会合など個人やサークルが自由に、気軽に利用できる施設。

コミュニティバス

住民の移動手段を確保するため、自治体・地域の住民団体・NPO法人等が主体的に計画・運行する乗合バスのこと。バス・タクシー会社等に実際の運行を委託するなどし、必要に応じ経済的な支援を行うのが一般的。

米トレーサビリティ法

「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」のこと。

コンパクトシティ

無秩序な市街地の拡大を抑制しながら、効率的な市街地の形成を図ることで、さまざまな機能が比較的小さなエリアに集まっている効率的で持続可能な都市。

さ行

再生可能エネルギー

エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等がある。

笹子トンネル事故

中央道上り線笹子トンネルで天井板のコンクリート板が約130mにわたって落下し、走行中の車が巻き込まれて9名が死亡した事故。設計・点検等、複数の要因が蓄積して発生した。

暫定規制値

法律自体による規制がないところに、通達などの形で示される運用上の暫定的な規制値のこと。

四国遍路

四国にある空海（弘法大師）ゆかりの88か所の札所寺院を巡拝すること。

自主防災組織

災害対策基本法において「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」と定義されている。

自助

自分の命は自分で守る、自分のことは自分で助けること。

持続可能

自然資源消費や環境汚染が適正に管理され、経済活動や福祉の水準が長期的に維持可能なこと。

実演芸術

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律において、「実演により表現される音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸その他の芸術及び芸能をいう」と定義されている。

実質収支

単年度の収入と支出の差額から、翌年度に繰り越すことが決まっている財源を差し引いたもの。

指定管理者

地方公共団体が公の施設（地方自治体が住民のために様々なサービスを提供するための施設）の管理を行わせるために、議会の議決を経て、期間を定めて指定す

る団体のこと。

市民参加

徳島市市民参加基本条例において「市民が意見を述べ、又は提案することを通じ、市政にかかわることをいう」と定義されている。

社会体育指導者

民間スポーツ施設や、地域スポーツ施設などで、スポーツの指導や競技別の技術指導を行う専門家。

集約型の都市構造

市街地の無秩序な拡大を抑制し、居住機能、医療・福祉等の生活サービス機能などを集積させる都市構造のこと。

集落営農

集落を単位として、生産行程の全部又は一部について共同で取り組む組織。

循環型社会

有限である資源を効率的に利用するとともに再生産を行って、持続可能な形で循環させながら利用していく社会。

障害者差別解消法

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律。全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進するもの。

障害者の権利に関する条約

障害者の人権及び基本的自由の共有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約。

障害者優先調達推進法

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律。国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図ることを目的とするもの。

消費者市民社会

消費者一人ひとりが、自分だけでなく周りの人々や、将来生まれる人々の状況、内外の社会経済情勢や地球環境にまで思いを馳せて生活し、社会の発展と改善に積極的に参加する社会。

情報モラル

情報社会を生きぬき、健全に発展させていく上で、全ての国民が身に付けておくべき考え方や態度のこと。

初期医療

入院の必要がなく、外来での対処が可能な患者に施す治療のこと。

女性の活躍推進法

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」のこと。

人口減少社会

出生数よりも死亡数の方が多く継続して人口が減少していく社会。

スクールカウンセラー

学校に配置され、児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う専門家。

スポーツ推進委員

スポーツ基本法に基づき、教育委員会が、スポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、スポーツの推進のための事業に実施にかかる連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から委嘱する非常勤特別職公務員。

生活困窮者

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。

生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣がその発症・進行に関与する疾患群のことで、糖尿病、高血圧症、高脂血症、高尿酸血症などが含まれるとされている。

セーフティネット

網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組み。

世界金融危機

平成19年のアメリカの住宅バブル崩壊から連鎖的に発生した平成20年のアメリカ大手投資銀行の破たんを契機として、世界的に広がった金融危機のこと。

節水型社会

節水意識の啓発、節水型家庭用品の普及、水道の漏水対策、工業用水の回収率の向上等を推進し、限りある

水資源を節約していく社会のこと。

相互扶助

社会・組織の構成員同士が互いに助け合うこと。互助ともいう。

ソーシャルワーカー

一定の組織的、体系的な教育と訓練をうけ、社会福祉活動に携わる専門家。

た行

待機児童

保育所への入所申請がなされており入所条件を満たしているにもかかわらず、保育所に入所できない状態にある児童のこと。

ダウンサイジング

モノのサイズや組織の規模を小さくすること。

タブレット型PC

薄い板状の本体に、触れることにより操作することができる液晶画面が組み込まれた、携帯可能なパーソナルコンピュータ。

多文化共生社会

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

地域医療構想

地域における病床の機能の分化及び連携を推進するため、医療需要を含む将来の医療提供体制に関する構想。

地域コミュニティ

日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験を通して生み出されるお互いの連帯感や共同意識と信頼を築きながら、そこに住んでいる人たちが自主的に住みよくしていくための集団。

地域資源

特定の地域に存在する特徴的なもので資源として活用可能な物の総称。自然資源だけでなく、人的なものや文化的なものなども含まれる。

地域自治

地域コミュニティを活性化し、各団体の個別の活動だけではなく、いまの地域に本当に必要な取組をみんなです話しい、協力して行うこと。

地域循環圏

地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、そ

れが困難なものについては物質が循環する環を広域化させていき、重層的な地域循環を構築していこうという考え方。

地域密着型サービス

高齢者が認知症や中重度の要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域での生活が継続できるように、平成 18 年に創設されたサービス類型。市町村が事業者の指定や監督を行う。

地産地消

地域生産・地域消費の略で、地域で生産された農林水産物をその地域内で消費すること。

地方創生

第 2 次安倍政権で掲げられた、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけ、日本全体の活力を上げることが目的とした一連の政策。

中核市

人口などの条件を満たした自治体が国から指定を受け、指定都市に次ぐ権限が移譲される。地方分権を推進するため、条件が「人口 30 万人以上」から「20 万人以上」に緩和された。

中間支援機能→中間支援組織

平成 23 年の内閣府の「新しい公共支援事業の実施に関するガイドライン」において、「市民、NPO、企業、行政等の間に立って様々な活動を支援する組織であり、市民等の主体で設立された、NPO 等へのコンサルテーションや情報提供などの支援や資源の仲介、政策提言等を行う組織を言う」とされている。

定住人口

国勢調査による人口の基本となるもので、人が在住する場所における人口。

低炭素社会

二酸化炭素の排出が少ない社会のこと。

テレワーク

ICT（情報通信技術）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。

東京一極集中

日本において、政治・経済・文化・人口など、社会における資本・資源・活動が首都圏（特に東京都）に集中している状況のこと。

統合型校務支援システム

平成 28 年の文部科学省の「学校現場における業務の適正化に向けて」において、「成績処理、出欠管理、時

数等の教務系と、健康診断表、保健室管理等の学籍系、学校事務系など統合して機能を有しているシステムのことをいう」とされている。

道路橋示方書

国土交通省が定める橋や高架の道路等に関する技術基準。

とくしまIPPIN店

徳島産の野菜等をたくさんの人に知ってもらい、広く親しんでもらうために、それらを使ったメニューを提供する店舗を徳島市が認定している。

特殊詐欺

振り込め詐欺と、それに類似する手口の詐欺の総称。

特定健康診査

40 歳以上 75 歳未満の人を対象に行う糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査で、メタボリックシンドロームに着目して生活習慣病のリスクを検査するもの。

特定保健指導

特定健康診査の結果から生活習慣病の発症リスクが高い者に対して、生活習慣の改善のために医師、保健師又は管理栄養士が行う保健指導をいう。

特別支援教育

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

な行

南海トラフ巨大地震

南海トラフ地震として科学的に想定しうる最大規模のもの。

南海トラフ地震

南海トラフ及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震をいい、この中には南海地震や東南海地震、東海地震などが含まれ、それぞれの地震が単独で発生する場合もあれば、複数の地震が同時又は時間差で発生する場合もある。

ニッポン一億総活躍プラン

一億総活躍社会に向けたプラン。「一億総活躍社会は、女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる、いわば全員参加型の社会である。」

認定こども園

就学前の子どもに教育と保育を一体的に提供する他、地域の子育て家庭に対する支援を行う施設。

認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画について、市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人のこと。

ネーミングライツ

スタジアムやアリーナ等の施設に、スポンサー企業の社名やブランド名を名称として付与する権利。

農地中間管理機構関連法

「農地中間管理事業の推進に関する法律」と「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律」の2つの法律のこと。

は行

パークアドプト事業

徳島市公園緑地課が管理する公園及び緑地において市民グループや学校、企業等に清掃や緑化活動などを継続的に行ってもらうもの。

廃業率

特定の期間において、廃業となった事業所を年平均にならした数を期首において既に存在していた事業所で除した割合。

ハラール

イスラム法において食することや使用することが許されているもの。

バリアフリー

もともとは障害のある人が社会生活をしていく上で妨げとなる段差等の物理的な障壁（バリア）をなくす意味の建築用語。現在では、物理的な障壁の除去に限らず、制度的、心理的な障壁も含め、障害者の社会参加の妨げとなるあらゆる障壁を取り除く意味で用いられる。

パリ協定

第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）が開催されたパリで採択された気候変動抑制に関する多国間の国際的な協定。

パンデミック

地理的に広い範囲の世界的流行及び非常に多くの数の感染者や患者を発生する流行を意味する言葉。

ヒートアイランド現象

都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象。

東日本大震災

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴って発生した津波、その後の余震により引き起こされた大規模地震災害。東北地方太平洋沖地震は、日本の観測史上最大規模の地震であった。

非構造部材

柱、梁、床などの構造体ではなく、天井材や外壁など、構造体と区分された部材。学校施設においては、窓や本棚などのほか、照明器具などの設備機器も含まれる。

避難行動要支援者

災害対策基本法で「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの」と定義されている。

避難行動要支援者名簿

災害対策基本法で「避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿」と定義されている。

福祉ホーム

住居を必要とする障害者に、低額な料金で、居室などを提供するとともに、日常生活に必要な支援を行うもの。

ブランドイメージ

企業や商品がブランドとして消費者に与える印象、消費者がブランドに対して抱くイメージのこと。

振り込め詐欺救済法

「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」のこと。

ヘイトスピーチ

人種、出身国、宗教、性的指向、性別、障害などに基づいて個人又は集団を攻撃、脅迫、侮辱し、さらには他人をそのように扇動する発言や言動のこと。

ま行

まち・ひと・しごと創生総合戦略

国民一人ひとりが夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域に

おける魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進することに関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画。

みちピカ事業

道路愛護団体が清掃を行うアドプト事業で、「みちピカ事業」は徳島市独自のネーミング。清掃用具等の支給、傷害・賠償保険への加入費用の負担、搬入ゴミの処理を行う。

民間活力

民間企業の持つ効率的な事業運営能力や豊富な資金力をいう言葉。

メタボリックシンドローム

内臓脂肪型肥満に高血糖・高血圧・脂質異常症のうち2つ以上の症状が一度に出ている状態をいう。

モバイル端末

小型軽量で持ち運ぶことができる情報端末装置のこと。

や行

有効求人倍率

求職者に対する求人数の割合で、月間有効求人数（前月末日において求人票の有効期限が当月にまたがっている未充足の求人数と当月に受け付けた求人数の合計）を月間有効求職者数（前月末日において求職票の有効期限が当月にまたがっている就職未決定の求職者数と当月に新たに受け付けた求職申し込みの件数の合計数）で除して得た数。

ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、だれもが利用可能であるように設計段階からあらかじめデザインすること。

幼保連携型認定こども園

認定こども園のうち、幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能を併せ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ。他に、幼稚園型（認可幼稚園が保育所的な機能を備えるもの）、保育所型（認可保育所が幼稚園的な機能を備えるもの）等がある。

ら行

ライフスタイル

生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。

リサイクル

再使用ができずに又は再使用された後に廃棄されたものでも、再生資源として再生利用すること。

リデュース

使用済みになったものが、なるべくごみとして廃棄されることが少なくなるように、ものを製造・加工・販売すること。

リユース

使用済みになっても、その中でもう一度使えるものはごみとして廃棄しないで再使用すること。

わ行

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のことで、仕事と生活の調和が実現した社会は、国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会とされる。